

設計

検算

第 号	工 事 設 計 書	
	事 業 名	令和8年度 市単独事業
	工 事 名	阿讃山麓支線配水管布設工事 桜ノ岡地区第1工区
	位 置	阿波市阿波町桜ノ岡
	水道施設工事 工事費 円也 工 事 価 格 消費税相当額	
工 概	事 要	L= 256.5 m 配水管布設 DCIP(GX) φ 200×256.5m
起 理	工 由	

工事費総括表

令和8年度 市単独事業
阿讃山麓支線配水管布設工事 桜ノ岡地区第1工区

一金

月也

[illegible]

工種	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	小計						
	共通仮設費		式	1.00			
	純工事費計						
	現場管理費		式	1.00			
	工事原価計						
	一般管理費		式	1.00			
	工事価格						
	消費税相当額		式	1.00			
	工事費計						

1. 金

円也

φ 200配水管布設工事

工 事 設 計 書

1. 設計図面との対象番号

イ 一般平面図

ロ 工種別構造図

2. 工 事 計 画 概 要

φ 200DCIP (GX) × 65.5m

NO1

工 事 名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前			変 更 後			代価番号	備 考
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額		
資 材 費										
ダクタイル鋳鉄管	φ 200×5m	本	10.00						物5月P285	GX形S種(内面粉体)
ダクタイル鋳鉄管	φ 200×5m	本	3.00		支給品					支給品
両受短管 (GX形)	φ 200	個	1.00						物5月P286	内面粉体塗装
GX管用Gリンク	φ 200	個	5.00						物5月P286	
GX管用Gリンク	φ 200	個	1.00		支給品					支給品
ライナ (GX形)	φ 200	個	7.00						物5月P286	
ライナ (GX形)	φ 200	個	1.00		支給品					支給品
GX接合材料	φ 200	個	2.00						物5月P286	
曲管 (GX形)	φ 200×45°	個	2.00						物5月P286	内面粉体塗装
曲管 (GX形)	φ 200×90°	個	1.00						物5月P286	内面粉体塗装
両受け曲管 (GX形)	φ 200×22° 1/2	個	1.00						物5月P286	内面粉体塗装
不断水分岐 (V付)	φ 300× φ 200	個	1.00						資材739	(耐震型K差し仕切弁付き)
仕切弁BOX	VOS-32G-15L	個	1.00						資材627	(カラー標示)HMSキャップ
仕切弁BOX	NHVO-35-150A	個	1.00						資材628	

[illegible]

工 事 名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前			変 更 後			代価番号	備 考
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額		
労 務 費										
鋳鉄管吊込み据付(機械)	φ 200	m	65.50						7-3	機械布設
GX形継手工(直管部)	φ 200	口	13.00						42-2	
GX形継手工(異形管部)	φ 200	口	2.00						43-2	
GX形継手工(G-Link)	φ 200	口	7.00						43-2	*1.3
鋳鉄管切断工	φ 200	口	5.00						21-3	
舗装版切断	As t=15cmまで	m	98.60						S19	
管理設土工	①	m	65.60						80-1	
不断水分岐穿孔工事	φ 300× φ 200	基	1.00						見積	
仕切弁BOX設置工	鉄蓋(350)	個	1.00						34-2	
仕切弁BOX設置工	上部壁～底板(350)	個	3.00						34-5	
管明示シート工		m	65.60						37	
産廃処理費	As殻	m3	3.60						土木P229	阿波市市場町下喜来
産廃処理費	建設汚泥'(AS切汚泥)	t	0.50						土木207	阿波バラス
汚泥吸排車運搬		m3	0.50						S20	
アスファルト舗装工	t=4cm	m ²	52.50						S17	人力施工
交通誘導員	B	人	66.00						土木P1	
アスファルト舗装工	t=3cm	m ²	52.50						S30	人力施工
小 計										
計										
計				≡						

1. 金

円也

φ 200配水管布設工事

工 事 設 計 書

1. 設計図面との対象番号

イ 一般平面図

ロ 工種別構造図

2. 工 事 計 画 概 要

φ 200DCIP (GX)×191.0m

NO1

工 事 名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前			変 更 後			代価番号	備 考
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額		
資 材 費										
ダクタイル鋳鉄管	φ 200×5m	本	40.00						物5月P285	GX形S種(内面粉体)
両受短管 (GX形)	φ 200	個	1.00						物5月P286	内面粉体塗装
GX管用Gリンク	φ 200	個	7.00						物5月P286	
ライナ (GX形)	φ 200	個	5.00						物5月P286	
GX接合材料	φ 200	個	2.00						物5月P286	
曲管 (GX形)	φ 200×22° 1/2	個	1.00						物5月P286	内面粉体塗装
曲管 (GX形)	φ 200×90°	個	1.00						物5月P286	内面粉体塗装
両受け曲管 (GX形)	φ 200×45°	個	1.00						物5月P286	内面粉体塗装
不断水分岐 (V付)	φ 250×φ 200	個	1.00						資材735	(耐震型K差し仕切弁付き)
仕切弁BOX	VOS-32G-15L	個	1.00						資材627	(カラー標示)HMSキャップ
仕切弁BOX	NHVO-35-150A	個	1.00						資材628	
仕切弁BOX	NHVO-35-300C	個	1.00						資材631	
仕切弁BOX	NHVO-35-60S	個	1.00						資材638	
埋設標示シート	150mm2倍折込	m	191.00						物5月P629	

[illegible]

工 事 名 称	形 状 寸 法	単位	変 更 前			変 更 後			代価番号	備 考
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額		
労 務 費										
鋳鉄管吊込み据付(機械)	φ 200	m	191.00						7-3	機械布設
GX形継手工(直管部)	φ 200	口	38.00						42-2	
GX形継手工(異形管部)	φ 200	口	2.00						43-2	
GX形継手工(G-Link)	φ 200	口	7.00						43-2	*1.3
鋳鉄管切断工	φ 200	口	13.00						21-3	
舗装版切断	As t=15cmまで	m	382.00						S19	
管理設土工	①	m	191.00						80-1	
不断水分岐穿孔工事	φ 300× φ 200	基	1.00						見積×0.9	
仕切弁BOX設置工	鉄蓋(350)	個	1.00						34-2	
仕切弁BOX設置工	上部壁～底板(350)	個	3.00						34-5	
管明示シート工		m	191.00						37	
産廃処理費	As殻	m3	10.70						土木P229	阿波市市場町下喜来
アスファルト舗装工	t=4cm	m ²	152.80						S17	人力施工
アスファルト舗装工	t=3cm	m ²	152.80						S30	人力施工
空気弁設置工	φ 75	基	1.00						19-3	
角型BOX設置工	鉄蓋(500×400)	個	1.00						35-1	
角型BOX設置工	上部壁200 500*400	個	1.00						35-4	
角型BOX設置工	中壁100-300 500*400	個	1.00						35-5	
角型BOX設置工	下部壁200 500*400	個	1.00						35-6	
角型BOX設置工	底板 500*400	個	1.00						35-8	
フランジ継手工	φ 75(80)	口	2.00						22-6	

工 事 名 称	形 状 寸 法	単 位	変 更 前			変 更 後			代 価 番 号	備 考
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額		
小 計										
計										
計				＝						

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.1

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第1号 ～1)	人力掘削(床掘り)	m3		粘性土・砂・砂質土・レキ質土	
～2)	〃	〃		岩魂・玉石混り土	
第2号 ～1)	人力盛土(埋戻し)	〃		粘性土・砂・砂質土・レキ質土	
～2)	〃	〃		岩魂・玉石混り土	
第4号 ～1)	硬質塩化ビニル管据付工	m		人力併用 φ 150	
～2)	硬質塩化ビニル管据付工	m		φ 100	
～3)	硬質塩化ビニル管据付工	m		φ 75, φ 50	
～4)	硬質塩化ビニル管据付工	m		φ 40, φ 30	
～5)	硬質塩化ビニル管据付工	m		φ 25, φ 20	
～6)	硬質塩化ビニル管据付工	m		φ 16, φ 13	
第5号 ～1)	VP(TS)管継手工	口		φ 150	
～2)	VP(TS)管継手工	口		φ 100	
～3)	VP(TS)管継手工	口		φ 75, φ 50	
～4)	VP(TS)管継手工	口		φ 40, φ 30	
～5)	VP(TS)管継手工	口		φ 25, φ 20	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.2

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第5号 ～6)	VP(TS)管継手工	□		φ 16, φ 13	
第6号 ～1)	VP(RR)管継手工	□		φ 150	
～2)	VP(RR)管継手工	□		φ 100	
～3)	VP(RR)管継手工	□		φ 75	
～4)	VP(RR)管継手工	□		φ 50	
第7号 ～1)	鋳鉄管吊込み据付機械	m		φ 300	
～2)	鋳鉄管吊込み据付機械	m		φ 250	
～3)	鋳鉄管吊込み据付機械	m		φ 200	
～4)	鋳鉄管吊込み据付機械	m		φ 150	
～5)	鋳鉄管吊込み据付機械	m		φ 100	
～6)	鋳鉄管吊込み据付機械	m		φ 75以下	
第8号 ～1)	メカニカル継手工	□		φ 300	
～2)	メカニカル継手工	□		φ 250	
～3)	メカニカル継手工	□		φ 200	
～4)	メカニカル継手工	□		φ 150	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.3

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第8号 ～5)	メカニカル継手工	口		φ 100	
～6)	メカニカル継手工	口		φ 75以下	
第9号 ～1)	鋼管据付工	m		150A	
～2)	鋼管据付工	m		100A	
～3)	鋼管据付工	m		80A	
～4)	鋼管据付工	m		50A	
～5)	鋼管据付工	m		40A	
～6)	鋼管据付工	m		32A	
～7)	鋼管据付工	m		25A	
～8)	鋼管据付工	m		20A	
～9)	鋼管据付工	m		15A	
第10号 ～1)	鋼 管 継 手 工	口		150A	
～2)	鋼 管 継 手 工	口		100A	
～3)	鋼 管 継 手 工	口		80A	
～4)	鋼 管 継 手 工	口		50A	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.4

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第10号 ～5)	鋼 管 継 手 工	口		40A	
～6)	鋼 管 継 手 工	口		32A	
～7)	鋼 管 継 手 工	口		25A	
～8)	鋼 管 継 手 工	口		20A	
～9)	鋼 管 継 手 工	口		15A	
第11号	アングル弁設置工	基		小型	
第12号	消 火 栓 設 置 工	基		地下式	
第13号 ～1)	分岐サドル取付工	カ所		φ 13	鋳鉄 φ 150,100,75
～2)	分岐サドル取付工	カ所		φ 20	〃
～3)	分岐サドル取付工	カ所		φ 25	〃
～4)	分岐サドル取付工	カ所		φ 30	〃
～5)	分岐サドル取付工	カ所		φ 40	〃
～6)	分岐サドル取付工	カ所		φ 50	〃
第14号 ～1)	分岐サドル取付工	カ所		φ 13	鋳鉄 φ 250,200
～2)	分岐サドル取付工	カ所		φ 20	〃

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.5

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第14号 ～3)	分岐サドル取付工	カ所		φ 25	〃
～4)	分岐サドル取付工	カ所		φ 30	〃
～5)	分岐サドル取付工	カ所		φ 40	〃
～6)	分岐サドル取付工	カ所		φ 50	〃
第15号 ～1)	分岐サドル取付工	カ所		φ 13	鋳鉄 φ 400,350,300
～2)	分岐サドル取付工	カ所		φ 20	〃
～3)	分岐サドル取付工	カ所		φ 25	〃
～4)	分岐サドル取付工	カ所		φ 30	〃
～5)	分岐サドル取付工	カ所		φ 40	〃
～6)	分岐サドル取付工	カ所		φ 50	〃
第16号 ～1)	分岐サドル取付工	カ所		φ 13	VP φ 50,40
～2)	分岐サドル取付工	カ所		φ 20	〃
～3)	分岐サドル取付工	カ所		φ 25	〃
第17号 ～1)	分岐サドル取付工	カ所		φ 13	VP φ 100,75
～2)	分岐サドル取付工	カ所		φ 20	〃

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.6

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第17号 ～3)	分岐サドル取付工	カ所		φ 25	〃
～4)	分岐サドル取付工	カ所		φ 30	〃
～5)	分岐サドル取付工	カ所		φ 40	〃
～6)	分岐サドル取付工	カ所		φ 50	〃
第18号 ～1)	分岐サドル取付工	カ所		φ 13	VP φ 200,150,125
～2)	分岐サドル取付工	カ所		φ 20	〃
～3)	分岐サドル取付工	カ所		φ 25	〃
～4)	分岐サドル取付工	カ所		φ 30	〃
～5)	分岐サドル取付工	カ所		φ 40	〃
～6)	分岐サドル取付工	カ所		φ 50	〃
第19号 ～1)	空気弁設置工	基		φ 25以下	
～2)	空気弁設置工	基		φ 50	
～3)	空気弁設置工	基		φ 75	
～4)	空気弁設置工	基		φ 100	
～5)	空気弁設置工	基		φ 150	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.7

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第19号 ～6)	空気弁設置工	基		φ 200	
第20号 ～1)	仕切弁設置工	基		φ 300	
～2)	仕切弁設置工	基		φ 250	
～3)	仕切弁設置工	基		φ 200	
～4)	仕切弁設置工	基		φ 150	
～5)	仕切弁設置工	基		φ 100	
～6)	仕切弁設置工	基		人力 φ 75	
～7)	仕切弁設置工	基		人力 φ 50	
第21号 ～1)	鋳鉄管切断工	口		人力 φ 300	
～2)	鋳鉄管切断工	口		人力 φ 250	
～3)	鋳鉄管切断工	口		人力 φ 200	
～4)	鋳鉄管切断工	口		人力 φ 150	
～5)	鋳鉄管切断工	口		人力 φ 100	
～6)	鋳鉄管切断工	口		φ 75	
～7)	鋳鉄管切断工	口		φ 50	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.8

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第22号 ～1)	フランジ継手工	口		φ 300	
～2)	フランジ継手工	口		φ 250	
～3)	フランジ継手工	口		φ 200	
～4)	フランジ継手工	口		φ 150	
～5)	フランジ継手工	口		φ 100	
～6)	フランジ継手工	口		φ 75(80)	
～7)	フランジ継手工	口		φ 65以下	
第23号 ～1)	量水器取付工	基		φ 25	
～2)	量水器取付工	基		φ 20	
～3)	量水器取付工	基		φ 13	
第24号	通水試験工	m		φ 800以下	
第25号 ～1)	止水栓取付工	カ所		PP用 φ 40	
～2)	止水栓取付工	カ所		〃 φ 30	
～3)	止水栓取付工	カ所		〃 φ 25	
～4)	止水栓取付工	カ所		〃 φ 20	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.9

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第25号 ～5)	止水栓取付工	力所		” φ 13	
第26号 ～1)	鋳鉄管吊込み据付(機械力)	m		φ 500	
～2)	鋳鉄管吊込み据付(機械力)	m		φ 450	
～3)	鋳鉄管吊込み据付(機械力)	m		φ 400	
～4)	鋳鉄管吊込み据付(機械力)	m		φ 350	
第27号 ～1)	メカニカル継手工	口		φ 500	
～2)	メカニカル継手工	口		φ 450	
～3)	メカニカル継手工	口		φ 400	
～4)	メカニカル継手工	口		φ 350	
第28号 ～1)	鋳鉄管切断工	口		φ 500	
～2)	鋳鉄管切断工	口		φ 450	
～3)	鋳鉄管切断工	口		φ 400	
～4)	鋳鉄管切断工	口		φ 350	
第29号 ～1)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	口		φ 400	
～2)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	口		φ 350	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.10

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第29号 ～3)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	□		φ 300	
～4)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	□		φ 250	
～5)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	□		φ 200	
～6)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	□		φ 150	
～7)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	□		φ 100	
～8)	鋳鉄管溝切加工(NS・SⅡ・GX)	□		φ 75以下	
第30号 ～1)	フランジ継手工	□		φ 500	
～2)	フランジ継手工	□		φ 450	
～3)	フランジ継手工	□		φ 400	
～4)	フランジ継手工	□		φ 350	
第31号 ～1)	ポリエチレン管据付工	m		φ 50	
～2)	ポリエチレン管据付工	m		φ 40	
～3)	ポリエチレン管据付工	m		φ 30	
～4)	ポリエチレン管据付工	m		φ 25	
～5)	ポリエチレン管据付工	m		φ 20	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.11

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第31号 ～6)	ポリエチレン管据付工	m		φ 13	
第32号 ～1)	ポリエチレン管継手工	口		φ 50	
～2)	ポリエチレン管継手工	口		φ 40	
～3)	ポリエチレン管継手工	口		φ 30	
～4)	ポリエチレン管継手工	口		φ 25	
～5)	ポリエチレン管継手工	口		φ 20	
～6)	ポリエチレン管継手工	口		φ 13	
第33号	消 火 栓 設 置 工	基		地下式空気弁付	
第34号 ～1)	仕切弁BOX設置工	個		鉄蓋(250)	
～2)	仕切弁BOX設置工	個		鉄蓋(350)	
～3)	仕切弁BOX設置工	個		鉄蓋(500)	
～4)	仕切弁BOX設置工	個		上部壁～底板(250)	
～5)	仕切弁BOX設置工	個		上部壁～底板(350)	
第35号 ～1)	角型BOX設置工	個		鉄蓋(500×400)	
～2)	角型BOX設置工	個		鉄蓋(600×500)	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.12

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第35号 ～3)	角型BOX設置工	個		調整50 500*400	
～4)	角型BOX設置工	個		上部壁200 500*400	
～5)	角型BOX設置工	個		中壁100-300 500*400	
～6)	角型BOX設置工	個		下部壁200 500*400	
～7)	角型BOX設置工	個		下部壁400 500*400	
～8)	角型BOX設置工	個		底版 500*400	
第36号 ～1)	角型BOX設置工	個		調整50 600*500	
～2)	角型BOX設置工	個		上部壁200 600*500	
～3)	角型BOX設置工	個		中壁100-200 600*500	
～4)	角型BOX設置工	個		中壁300 600*500	
～5)	角型BOX設置工	個		下部壁200 600*500	
～6)	角型BOX設置工	個		下部壁400 600*500	
～7)	角型BOX設置工	個		底版 600*500	
第37号	管明示シート工	m			
第38号 ～1)	NS継手工	口		φ 400	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.13

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第38号 ～2)	NS継手工	口		φ 350	
～3)	NS継手工	口		φ 300	
～4)	NS継手工	口		φ 250	
～5)	NS継手工	口		φ 200	
～6)	NS継手工	口		φ 150	
～7)	NS継手工	口		φ 100	
～8)	NS継手工	口		φ 75	
第39号 ～1)	NS継手挿口加工	口		φ 400	
～2)	NS継手挿口加工	口		φ 350	
～3)	NS継手挿口加工	口		φ 300	
～4)	NS継手挿口加工	口		φ 250	
～5)	NS継手挿口加工	口		φ 200	
～6)	NS継手挿口加工	口		φ 150	
～7)	NS継手挿口加工	口		φ 100	
～8)	NS継手挿口加工	口		φ 75	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.14

番号	名 称	単 位	金 額		備 考
第40号 ～1)	硬質塩化ビニル管切断工	□		φ 250～φ 75	
～2)	硬質塩化ビニル管切断工	□		φ 50～φ 13	
第41号 ～1)	ポリエチレン管切断工	□		φ 50～φ 13	
第42号 ～1)	GX形継手工(直管部)	□		φ 250	
～2)	GX形継手工(直管部)	□		φ 200	
～3)	GX形継手工(直管部)	□		φ 150	
～4)	GX形継手工(直管部)	□		φ 100	
～5)	GX形継手工(直管部)	□		φ 75	
第43号 ～1)	GX形継手工(異形管部)	□		φ 250	
～2)	GX形継手工(異形管部)	□		φ 200	
～3)	GX形継手工(異形管部)	□		φ 150	
～4)	GX形継手工(異形管部)	□		φ 100	
～5)	GX形継手工(異形管部)	□		φ 75	
第44号 ～1)	ポリエチレンスリーブ被覆工	m		φ 150	
～2)	ポリエチレンスリーブ被覆工	m		φ 100	

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.15

[illegible]

一位代価総括表

R8.4.10

(令和8年4月10日以降適用単価)

NO.16

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

鑄鐵管切斷工	1口	当代価表
--------	----	------

エンジンカッター使用

[illegible]

鑄鐵管切斷工	1口	当代価表
--------	----	------

エンジンカッター使用

[illegible]

[illegible]

第44号

ポリエチレンスリーブ被覆工

m 当代価表

名 称	形状寸法	単 価	単位	1) φ 150		2) φ 100		3) φ 75		摘 要
				数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
配 管 工			人							土木P1
普 通 作 業 員			人							土木P1
計		100m当り								
		1m当り								

第44号

ポリエチレンスリーブ被覆工

名 称	形状寸法	単 価	単位	4) φ 400						摘 要
				数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
配 管 工			人							土木P1
普 通 作 業 員			人							土木P1
		100m当り								
		1m当り								

第80号

管 埋 設 土 工

1m

当代价值

[illegible]

第80号

管 埋 設 土 工

1m 当代佻表

[illegible]

代価総括表2

頁 1

番号	費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	備 考
1	小型バクホ掘削積込工 バクホ 山積0.13m3[平積0.1m3]	1	m3		
2	バクホ掘削積込工 バクホ 山積0.28m3[平積0.2m3]	1	m3		
3	管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バクホ) バクホ 山積0.28m3[平積0.2m3] 発生土	1	m3		
4	管路埋戻・締固め工(機械埋戻・小型バクホ) バクホ 山積0.13m3[平積0.1m3] 発生土	1	m3		
5	管路埋戻・締固め工(機械埋戻・小型バクホ) バクホ 山積0.13m3[平積0.1m3]	1	m3		
6	管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バクホ) バクホ 山積0.28m3[平積0.2m3]	1	m3		
7	管路埋戻・締固め工(機械埋戻・小型バクホ) バクホ 山積0.13m3[平積0.1m3] 砂(クッション用)	1	m3		
8	管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バクホ) バクホ 山積0.28m3[平積0.2m3] 砂(クッション用)	1	m3		
9	舗装版直接掘削工(小型バクホ) 舗装厚0cm超え10cm以下 バクホ 山積0.13m3[平積0.1m3]	1	m ²		
10	舗装版直接掘削工(バクホ) 舗装厚0cm超え10cm以下 バクホ 山積0.28m3[平積0.2m3]	1	m ²		
11	路盤工(施工幅1.8m未満) 1層仕上げ 仕上り厚10cm 再生クラッシャーレン(RC-30)	1	m ²		
12	不陸整正工(施工幅1.8m未満) 補足材平均厚さ3cm 再生クラッシャーレン(RC-30)	1	m ²		
13	発生土運搬工 タンブトック4t積 バクホ山積0.28m3[平積0.20m3] DID区間なし 10.0km以下 タイヤ良好	1	m3		
14	発生土運搬工 タンブトック2t積 バクホ山積0.13m3[平積0.10m3] DID区間なし 12.0km以下 タイヤ良好	1	m3		
15	アスファルト塊・コンクリート塊(無筋)運搬工 タンブトック2t積 バクホ山積0.13m3[平積0.10m3] DID区間なし 7.0km以下 タイヤ良好	1	m3		
16	アスファルト塊・コンクリート塊(無筋)運搬工 タンブトック4t積 バクホ山積0.28m3[平積0.20m3] DID区間なし 6.5km以下 タイヤ良好	1	m3		
17	舗装工(人力施工) 車道及び路肩 仕上り厚4cm フライムコート 砂散布なし 再生アスファルト混合物(再生密粒度アスコン(13))	1	m ²		
18	舗装工(人力施工) 車道及び路肩 仕上り厚5cm フライムコート 砂散布なし 再生アスファルト混合物(再生密粒度アスコン(13))	1	m ²		
19	舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -	1	m		
20	汚泥吸排車運搬 DID区間無 運搬距離14.8以下km	1	m3		
21	表層(車道・路肩部) 1.4m以上3.0m以下, 40, 細粒度アスファルト混合物(13)(締固め後 密度2.30t/m3) フライムコート PK-3	1	m2		
22	下層路盤(車道・路肩部) 1層施工, 30, 再生クラッシャーレン RC-30	1	m ²		

代価総括表2

[illegible]

小型バックホウ掘削積込工

施工代価表

代価第1号

バックホウ 山積0.13m3〔平積0.1m3〕

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
小型バックホウ運転 山積0.13m3〔平積0.1m3〕		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

バックホウ掘削積込工

施工代価表

代価第2号

バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
バックホウ運転 山積0.28m3[平積0.2m3]		h			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バックホ)

施工代価表

代価第3号

バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3] 発生土

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			ﾀﾝﾊﾞ 締固め
バックホ運転 山積0.28m3[平積0.2m3]		h			投入
ﾀﾝﾊﾞ 運転		日			ﾀﾝﾊﾞ 締固め
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・小型バックホ)

施工代価表

代価第4号

バックホ 山積0.13m3〔平積0.1m3〕 発生土

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			ﾀﾝﾊﾞ 締固め
小型ﾊﾞｯｸﾎ运转 山積0.13m3〔平積0.1m3〕		日			投入 100/65
ﾀﾝﾊﾞ 运转		日			ﾀﾝﾊﾞ 締固め
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・小型バックホ)

施工代価表

代価第5号

バックホ 山積0.13m3〔平積0.1m3〕 再生クラッシャーラン(RC-30)

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			タソハ 締固め
小型バックホ運転 山積0.13m3〔平積0.1m3〕		日			投入 100/65
タソハ 運転		日			タソハ 締固め
再生クラッシャーラン RC-30		m3			ロス率0.26
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バックホ)

施工代価表

代価第6号

バックホ 山積0.28m3〔平積0.2m3〕 再生クラッシャーラン(RC-30)

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			ﾀﾝﾊﾞ 締固め
バックホ運転 山積0.28m3〔平積0.2m3〕		h			投入
ﾀﾝﾊﾞ 運転		日			ﾀﾝﾊﾞ 締固め
再生クラッシャーラン RC-30	126	m3			ロス率0.26
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・小型バックホ)

施工代価表

代価第7号

バックホ 山積0.13m3[平積0.1m3] 砂(クッション用)

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			ﾀﾝﾊﾟ 締固め
小型バックホ運転 山積0.13m3[平積0.1m3]		日			投入 100/65
ﾀﾝﾊﾟ 運転		日			ﾀﾝﾊﾟ 締固め
砂 クッション用		m3			ロス率0.26
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バックホ)

施工代価表

代価第8号

バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3] 砂(クッション用)

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			タソハ 締固め
バックホ運転 山積0.28m3[平積0.2m3]		h			投入
タソハ 運転		日			タソハ 締固め
砂 クッション用		m3			ロス率0.26
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

舗装版直接掘削工(小型バックホ)

施工代価表

代価第9号

舗装厚0cm超え10cm以下 バックホ 山積0.13m3[平積0.1m3]

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
小型バックホ運転 山積0.13m3[平積0.1m3]		日			100/165
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

舗装版直接掘削工 (バックホ)

施工代価表

代価第10号

舗装厚0cm超え10cm以下 バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3]

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
バックホ運転 山積0.28m3[平積0.2m3]		h			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

路盤工(施工幅1.8m未満)

施工代価表

代価第11号

1層仕上げ 仕上り厚10cm 再生クラッシャーラン(RC-30)

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
再生クラッシャーラン RC-30	12.7	m3			
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

不陸整正工(施工幅1.8m未満)

施工代価表

代価第12号

補足材平均厚さ3cm 再生クラッシャーラン(RC-30)

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
再生クラッシャーラン RC-30	3.81	m3			
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

ダンプトラック4t積 バックホウ山積0.28m3[平積0.20m3] DID区間なし
10.0km以下 タイヤ良好

施工代価表

代価第13号

10 m3 当り

[illegible]

ダンプトラック2t積 バックホウ山積0.08m3[平積0.06m3] DID区間なし
11.5km以下 タイヤ良好

施工代価表

代価第14号

10 m3 当り

[illegible]

ダンプトラック2t積 バックホウ山積0.13m3[平積0.10m3] DID区間なし
7.0km以下 タイヤ良好

1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 26

[illegible]

ダンプトラック4t積 バックホウ山積0.28m3[平積0.20m3] DID区間なし
6.5km以下 タイヤ良好

[illegible]

舗装工(人力施工)

施工代価表

代価第17号

車道及び路肩 仕上り厚4cm フライムコート 砂散布なし アスファルト混合物(密粒度アスコン(13))

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
アスファルト混合物 密粒度アスコン(13)	10.058	t			
アスファルト乳剤 PK-3 フライムコート用		L			
振動ローラ運転		日			
振動コンパクタ運転		日			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	100	m2			

車道及び路肩 仕上り厚4cm プライムコート 砂散布なし アスファルト混合物(密粒度アスコン(13))

施工代価表

代価第17号

100 m2 当り

[illegible]

舗装工(人力施工)

施工代価表

代価第18号

車道及び路肩 仕上り厚5cm フライムコート 砂散布あり アスファルト混合物(密粒度アスコン(13))

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
アスファルト混合物 密粒度アスコン(13)	12.573	t			
アスファルト乳剤 PK-3 フライムコート用		L			
振動ローラ運転		日			
振動コンパクタ運転		日			
砂散布費	1	式			
諸雑費	1	式			

車道及び路肩 仕上り厚5cm プライムコート 砂散布あり アスファルト混合物(密粒度アスコン(13))

施工代価表

代価第18号

100 m2 当り

[illegible]

手摺先行型枠組足場

施工代価表

代価第23号

安全ネット不要

100 掛m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
とび工		人			
普通作業員		人			
ラフデレンクレーン [油圧伸縮ｼﾝﾌﾞﾙ型] 25t吊		日			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	100	掛m2			
【 単位当り 】	1	掛m2			

バックホウ掘削積込〔クレーン機能付〕

施工代価表

代価第24号

山積0.45m3〔平積0.35〕2.9t吊り

「水道事業実務必携」二編-1章-1節-1 100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
バックホウ運転費〔標準型・クレーン機能付・排対型（1次）〕 山積0.45m3〔平0.35〕2.9t吊		h			「水道事業実務必携」二編-1章-1節-1(6表)
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻費（機械埋戻） 再生砕石（RC-30）

施工代価表

代価第25号

バックホウ山積0.45m3[平積0.35]

「水道事業実務必携」二編-1章-1節-2 100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			3.8（埋戻し）+3.0（締固め）
バックホウ運転費[標準型・排対型(1次)] 山積0.45m3[平0.35]		h			「水道事業実務必携」二編-1章-1節-2(14表)
タンパ 運転（賃料） 60～80kg		日			「水道事業実務必携」二編-1章-1節-2(14表)
再生クラッシャー RC-30	120	m3			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

管路埋戻費（機械埋戻） 砂 ロス率+0.26

施工代価表

代価第26号

バックホウ山積0.45m3〔平積0.35〕

「水道事業実務必携」二編-1章-1節-2 100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			3.8（埋戻し）+3.0（締固め）
バックホウ運転費〔標準型・排対型(1次)〕 山積0.45m3〔平0.35〕		h			「水道事業実務必携」二編-1章-1節-2(14表)
タンパ 運転（賃料） 60～80kg		日			「水道事業実務必携」二編-1章-1節-2(14表)
砂 クッション用	126	m3			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

アスファルト舗装工（人力）（1層当り） 車道及び路肩（ t ≤50
mm） 密粒（新材13） 瀝青材散布無
4cm 砂散布無

施工代価表

代価第27号

「水道実務必携」（二編）-1-1-8 100 m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
アスファルト混合物 密粒度アスコン(13)	10.058	t			
振動ローラ運転[ハント`カ`イト`式] 0.5～0.6t		日			「水道実務必携」（二編）-1-1-8(59表) 100/D
振動コンパ`クタ`運転[前進型] 40～60kg		日			「水道実務必携」（二編）-1-1-8(59表) 2x100/D
諸雑費	1	式			
【 合計 】	100	m ²			
【 単位当り 】	1	m ²			

舗装版直接掘削工(バックホ)

施工代価表

代価第29号

舗装厚0cm超え10cm以下 バックホ 山積0.45m3[平積0.35m3](クレーン付吊能力2.9t)

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
バックホ運転 山積0.45m3[平積0.35m3](クレーン付吊能力2.9t)		h			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

舗装工(人力施工)

施工代価表

代価第30号

車道及び路肩 仕上り厚3cm フライムコート 砂散布なし アスファルト混合物(密粒度アスコン(13))

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
アスファルト混合物 密粒度アスコン(13)	7.544	t			
アスファルト乳剤 PK-3 フライムコート用		L			
振動ローラ運転		日			
振動コンパクタ運転		日			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	100	m2			

車道及び路肩 仕上り厚3cm プライムコート 砂散布なし アスファルト混合物(密粒度アスコン(13))

施工代価表

代価第30号

100 m2 当り

[illegible]

コンクリート舗装工

施工代価表

代価第33号

人力舗設 舗装厚20cm未満

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
コンクリート	10	m3			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

製品長：12m以内 距離：30km 冬期割増なし 深夜早朝割増なし 片道

施工代価表

代価第34号

[illegible]

基地積込～現場取卸

代価第35号

1 t 当り

[illegible]

舗装版切断

施工パッケージ

代価19号

アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -

積算単位： m

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械				
K1 (東京)	コンクリートカッタ[バキューム式・湿式] 切削深20cm級 ブレード径φ56cm				
	コンクリートカッタ [バキューム式・湿式] 切削深20cm級 ブレード径56cm				
R (東京)	労務				
R1 (東京)	特殊作業員				
	特殊作業員				
R2 (東京)	土木一般世話役				
	土木一般世話役				
R3 (東京)	普通作業員				
	普通作業員				
Z (東京)	材料				
Z1 (東京)	コンクリートカッタ (ブレード) 径22インチ				
	コンクリートカッタ (ブレード) 径22インチ				
Z2 (東京)	ガソリン レギュラー				
	ガソリン レギュラー スタンド				

舗装版切断

施工パッケージ

アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -

積算単位： m

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：001 徳島東部1（36 徳島県）／2026-04-01）				
	標準単価				

舗装版切断

施工パッケージ

アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -

積算単位： m

計 算 式	
1	P’ 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	舗装版種別：アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚：15cm以下 コンクリート舗装版厚：－ コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版の全体厚：－
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

表層（車道・路肩部）

施工パッケージ

代価21号

1. 4m以上3. 0m以下, 40, 細粒度アスファルト混合物(13) (締固め後密度

2. 30t/m3), プライムコート PK-3

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械				
K1 (東京)	アスファルトフィニッシャ [ホイール型] 舗装幅1. 4～3. 0m				
	アスファルトフィニッシャ [ホイール型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 舗装幅1. 4～3. 0m(賃料)				
K2 (東京)	振動ローラ(搭乗式コンバインド型) 3～4t				
	振動ローラ (舗装用) [搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第3次基準値)] 質量3～4t(賃料)				
K3 (東京)	タイヤローラ 質量3～4t				
	タイヤローラ [普通型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 質量3～4t(賃料)				
R (東京)	労務				
R1 (東京)	普通作業員				
	普通作業員				
R2 (東京)	特殊作業員				
	特殊作業員				
R3 (東京)	運転手(特殊)				
	運転手 (特殊)				
R4 (東京)	土木一般世話役				
	土木一般世話役				

表層（車道・路肩部）

施工パッケージ

代価21号

1. 4m以上3. 0m以下, 40, 細粒度アスファルト混合物(13) (締固め後密度
2. 30t/m3), プライムコート PK-3

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z (東京)	材料				
Z1 (東京)	アスファルト混合物 細粒度アスコン(13)				
	アスファルト混合物 細粒度A S混合物（1 3）				
Z2 (東京)	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用				
	アスファルト乳剤 P K - 3 プライムコート用				
Z3 (東京)	軽油				
	軽油 1 . 2 号 パトロール給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：001 徳島東部1（36 徳島県）／2026-04-01）				
	標準単価				

表層（車道・路肩部）

施工パッケージ

- 1. 4m以上3. 0m以下, 40, 細粒度アスファルト混合物(13) (締固め後密度
- 2. 30t/m3), フライムコート PK-3

積算単位： m2

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	平均幅員 ： 1. 4m以上3. 0m以下 1層当り平均仕上り厚 ： 40 材料 ： 細粒度アスファルト混合物 (13) (締固め後密度2. 30t/m3) 瀝青材料種類 ： プライムコート PK-3
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

不陸整正

施工パッケージ

代価22号

有り, 29mm以上34mm未満, 再生クラッシュランRC-40

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械				
K1 (東京)	モータグレーダ〔土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)〕 ブレード幅3.1m				
	モータグレーダ〔土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)〕 ブレード幅3.1m				
K2 (東京)	ロードローラ〔マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)〕 運転質量10t締固め幅2.1m				
	ロードローラ〔マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)〕 運転質量10t 締固め幅2.1m				
K3 (東京)	タイヤローラ 質量8～20t				
	タイヤローラ〔普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)〕 質量8～20t(賃料)				
R (東京)	労務				
R1 (東京)	運転手(特殊)				
	運転手(特殊)				
R2 (東京)	特殊作業員				
	特殊作業員				
R3 (東京)	普通作業員				
	普通作業員				
R4 (東京)	土木一般世話役				
	土木一般世話役				

不陸整正

施工パッケージ

代価22号

有り, 29mm以上34mm未満, 再生クラッシュランRC-40

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z (東京)	材料				
Z1 (東京)	再生クラッシュラン RC-40				
	再生クラッシュラン R C - 4 0				
Z2 (東京)	軽油				
	軽油 1 . 2 号 パトロール給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区：001 徳島東部1 (36 徳島県)／2026-04-01)				
	標準単価				

不陸整正

施工パッケージ

代価22号

有り, 29mm以上34mm未満, 再生クラッシュランRC-40

積算単位： m2

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	補足材料の有無 ： 有り
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

上層路盤（車道・路肩部）

施工パッケージ

代価28号

瀝青安定処理材(40), 1.4m以上3.0m以下, 40, -, -, フライムコート PK-3

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械				
K1 (東京)	アスファルトフィニッシャ [ホイール型] 舗装幅1.4～3.0m				
	アスファルトフィニッシャ [ホイール型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 舗装幅1.4～3.0m(賃料)				
K2 (東京)	振動ローラ(搭乗式コンバインド型) 3～4t				
	振動ローラ (舗装用) [搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第3次基準値)] 質量3～4t(賃料)				
K3 (東京)	タイヤローラ 質量3～4t				
	タイヤローラ [普通型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 質量3～4t(賃料)				
R (東京)	労務				
R1 (東京)	普通作業員				
	普通作業員				
R2 (東京)	特殊作業員				
	特殊作業員				
R3 (東京)	運転手(特殊)				
	運転手 (特殊)				
R4 (東京)	土木一般世話役				
	土木一般世話役				

上層路盤（車道・路肩部）

施工パッケージ

代価28号

瀝青安定処理材(40), 1. 4m以上3. 0m以下, 40, -, -, プライムコート PK-3

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z (東京)	材料				
Z1 (東京)	アスファルト混合物(安定処理材) 瀝青安定処理材(30)				
	アスファルト混合物 (安定処理材) A S 安定処理 (4 0)				
Z2 (東京)	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用				
	アスファルト乳剤 P K - 3 プライムコート用				
Z3 (東京)	軽油				
	軽油 1 . 2 号 パトロール給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区：001 徳島東部1 (36 徳島県)／2026-04-01)				
	標準単価				

上層路盤（車道・路肩部）

施工パッケージ

代価28号

瀝青安定処理材(40), 1. 4m以上3. 0m以下, 40, -, -, フライムコート PK-3

積算単位： m2

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	材料：瀝青安定処理材(40)
2	平均幅員：1.4m以上3.0m以下
3	1層当り平均仕上り厚：40
4	施工区分：－
5	全仕上り厚：－
6	瀝青材料種類：ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3
7	
8	

舗装版切断

施工パッケージ

代価31号

コンクリート舗装版, -, 15cm以下, -

積算単位： m

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械				
K1 (東京)	コンクリートカッタ[バキューム式・湿式] 切削深20cm級 ブレード径φ56cm				
	コンクリートカッタ [バキューム式・湿式] 切削深20cm級 ブレード径56cm				
R (東京)	労務				
R1 (東京)	特殊作業員				
	特殊作業員				
R2 (東京)	土木一般世話役				
	土木一般世話役				
R3 (東京)	普通作業員				
	普通作業員				
Z (東京)	材料				
Z1 (東京)	コンクリートカッタ (ブレード) 径22インチ				
	コンクリートカッタ (ブレード) 径22インチ				
Z2 (東京)	ガソリン レギュラー				
	ガソリン レギュラー スタンド				

舗装版切断

施工パッケージ

代価31号

コンクリート舗装版, -, 15cm以下, -

積算単位： m

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：001 徳島東部1（36 徳島県）／2026-04-01）				
	標準単価				

舗装版切断

施工パッケージ

代価31号

コンクリート舗装版, -, 15cm以下, -

積算単位： m

計 算 式	
1	P’ 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	舗装版種別：コンクリート舗装版 アスファルト舗装版厚：－ コンクリート舗装版厚：15cm以下 コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版の全体厚：－
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

舗装版破碎

施工パッケージ

代価32号

コンクリート舗装版, 無し, 不要, 15cm以下, -, 有り

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械				
K1 (東京)	バックホウ [クローラ型] 山積0.45m3 (平0.35m3)				
	バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 山積0.45m3 (平積0.35m3) (賃料)				
R (東京)	労務				
R1 (東京)	土木一般世話役				
	土木一般世話役				
R2 (東京)	運転手 (特殊)				
	運転手 (特殊)				
R3 (東京)	普通作業員				
	普通作業員				
Z (東京)	材料				
Z1 (東京)	軽油				
	軽油 1. 2号 パトロール給油				
	*** 単位当り ***				

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
	積算単価（地区：001 徳島東部1（36 徳島県）／2026-04-01）				
	標準単価				

舗装版破碎

施工パッケージ

コンクリート舗装版, 無し, 不要, 15cm以下, -, 有り

積算単位： m2

計 算 式	
1	P’ 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	舗装版種別：コンクリート舗装版
2	障害等の有無：無し
3	騒音振動対策：不要
4	舗装版厚：15cm以下
5	Co+As(カバー)舗装によるアスファルト舗装版厚：－
6	積込作業の有無：有り
7	
8	

数量集計表 φ200配水管布設工事

1

[illegible]

2

[illegible]

φ 200配水管布設工事

[illegible]

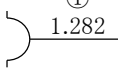
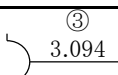
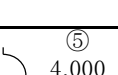
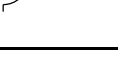
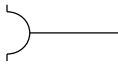
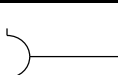
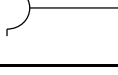
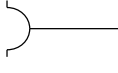
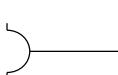
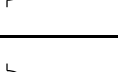
数量集計表 φ 200配水管布設工事

2

[illegible]

切管調整表 $\phi 200$

直管長 L=5.00m

切管調整図（○:溝切加工）						切管長		管 種	残 管	管切断	溝切加工
①		1.282	残			甲	1.28	GX S種	乙 0.84	2	GX形
						乙①	2.88				
						乙②					
						乙③					
②		3.094				甲	3.09	GX S種	乙 0.63	2	GX形
						乙①	1.27				
						乙②					
						乙③					
③		4.000				甲	4.00	GX S種	乙 1.00	1	GX形
						乙①					
						乙②					
						乙③					
④						甲		GX S種	乙 5.00		GX形
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑤						甲		GX S種	乙 5.00		GX形
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑥						甲		GX S種	乙 5.00		GX形
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑦						甲		GX S種	乙 5.00		GX形
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑧						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑨						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑩						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑪						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑫						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑬						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
⑭						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
						甲					
						乙①					
						乙②					
						乙③					
合 計							甲切管	乙切管	スクラップ	管切断	溝切加工
							8.38	4.15	22.47	5	

阿波市土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

（徳島県土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事の施工にあたっては、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

また、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

（徳島県土木工事共通仕様書に対する変更事項等）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する変更事項は、次のとおりとする。

また、「徳島県土木工事共通仕様書令和6年7月」において、「徳島県公共工事標準請負契約約款」、「約款」とあるのは、「阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則（以下「約款」という。）」と読み替えるものとする。

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1-1 適 用

1. 適用工事 削除

1-1-1-2 用語の定義

1. 監督員

監督員とは、主任監督員、現場監督員を総称している。

なお、主任監督員の明示のない場合における現場監督員は主任監督員の権限を、現場監督員の明示のない場合における主任監督員は現場監督員の権限をそれぞれ併せて有するものとする。

2. 総括監督員

削除

3. 主任監督員

主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（軽易なものを除く。）の処理、受注者が作成した図面（軽易なものを除く。）の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における「発注者」への報告を行う者をいう。

1-1-1-8 監督補助員

受注者は、設計図書で監督補助員の配置が明示された場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、監督補助員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(2) 監督補助員は、約款第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示、通知等を監督補助員を通じて行うことがある。

(3) 受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、監督補助員を通じて行うことができる。

1-1-1-9 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合は、次の各号によらなければならない。

(1) 受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(2) 現場技術員は、約款第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

(3) 受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-12 工事の下請負

1. 一般事項

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2) 下請負者が、阿波市の入札参加資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。

(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

(4) 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

2. 下請負人の優先選定

受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、阿波市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めなければならない。

なお、設計金額が1億円以上の工事にあつては、阿波市内に主たる営業所を有する者以外と下請契約する場合は、阿波市内企業を選定できない理由を記載した文書を事前に監督員に提出しなければならない。

1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用

1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事または舗装工事
削除

2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事または舗装工事
削除

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(1) 受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」とい

う。)を、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で工事発注担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

(2) 削除

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

- ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）。
- ② 主任技術者又は監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者又は監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

① 主任技術者又は監理技術者の資格又は実務経験

- ・建設業法第 7 条第 2 号ハ、及び同法第 15 条第 2 号イ又はハに該当する有資格者（土木施工管理技士等）については、技術者取得資格証明書（技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程）は合格通知書で可）
- ・建設業法第 7 条第 2 号イ又はロ、及び同法第 15 条第 2 号ロに該当するものについては、実務経験証明書

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

7. その他、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱いについて

受注者は、上記 1～6 のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱いについては、阿波市が定める「現場代理人、主任技術者等の適正な配置について」「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」によらなければならない。

1-1-1-16 受発注者間の情報共有

発注者及び受注者は、受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催することを協議できる。

1-1-1-19 工事の一時中止

4. 「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」について

発注者及び受注者は、上記 1 ～ 3 のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」を参考とする。

1-1-1-20 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「阿波市土木工事設計変更ガイドライン」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って

誠実に契約を履行するものとする。

1-1-1-21 工期変更

1. 一般事項

約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、約款第 24 条第 1 項の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

1-1-1-24 建設副産物

2. マニフェスト

受注者は、建設副産物が搬出される工事においては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡確認票（電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。また、産業廃棄物管理票又は受渡確認票の写しを工事しゅん工検査請求書提出時まで監督員に提示しなければならない。

なお、当初契約図書に明記された搬出先から変更があり、かつ、搬出先が建設発生土処分場である場合は、監督員に建設発生土処分場確認書を提出しなければならない。

8. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

1-1-1-25 監督員による確認及び立会等

4. 遵守義務

受注者は、約款第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、約款第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。

5. 段階確認

段階確認は、阿波市が定める「土木工事における段階確認実施要領」に基づいて行うものとする。

1-1-1-28 工事完成図書等の納品

1. 工事完成図書の納品

(1) 受注者は、約款、共通仕様書等に規定する書類を監督員に提出しなければならない。

なお、様式が定められていないものは、監督員の指示によらなければならない。

(2) 削除

2. 電子納品

削除

1-1-1-29 しゅん工検査

6. 検査対応

受注者は、阿波市工事検査規程に基づく軽微な破壊検査が行えるよう準備しなければならない。この場合において、検査における掘削、破壊、削孔、抜き取り等の箇所は、検査後、直ちに復旧しなければならない。

1-1-1-30 部分払検査等

7. 中間前払金の請求

受注者は、約款第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、公共工事の中間前金払

事務取扱要領に基づき中間前金払認定請求書及び工事履行報告書を作成し、当該中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて、工事発注担当者に提出しなければならない。

1-1-1-31 中間検査

1. 一般事項

受注者は、阿波市工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。

1-1-1-33 施工管理

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名、受注者名、連絡先、電話番号等を記載した標示板（工事看板）を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去する。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員と協議し、しかるべき処置を講じなければならない。

なお、標示板の記載にあたっては、実際の現場作業期間や時間帯など、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、阿波市が定める「工事現場における標示施設等の設置基準」を参考にするものとする。

9. 工事情報共有化

削除

12. 賃金水準確保等に関するポスター掲示

受注者は、監督員から技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスターの掲示指示があった場合、工事関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況について工事写真として提出しなければならない。

1-1-1-35 週休二日の対応

受注者は、原則、週休二日に取り組むよう努めなければならない。

1-1-1-36 工事関係者に対する措置要求

2. 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-37 工事中の安全確保

6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行わなければならない。

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。

1-1-1-43 交通安全管理

16. 交通誘導警備員の勤務実績報告

受注者は、交通誘導警備員を配置した場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、1ヶ月ごとに勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員に提出しなければならない。また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

1-1-1-55 阿波市内産技術等の優先使用

受注者は、阿波市内企業が開発した技術等（技術、材料、工法）を優先して使用するよう努めるものとし、使用できない場合は、県内企業が開発した技術等（技術、材料、工法）を優先して使用するよう努めるものとする。

1-1-1-57 しゅん工標の設置

削除

1-1-1-60 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

受注者は、工事の施工に関し、暴力団等から不当要求又は工事妨害を受けた場合には、阿波市が定める「暴力団等による建設工事への不当介入対応マニュアル」により対応しなければならない。

1-1-1-62 市内在住者の優先雇用【追加項目】

受注者は、工事の施工に際して、作業員等の雇用を必要とする場合は、阿波市内に住所を有する方を優先して雇用するよう努めなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

1-3-3-2 工場の選定

5. 阿波市内の工場の選定【追加項目】

受注者は、レディーミクストコンクリートを使用する工事を施工する場合、阿波市内の工場から出荷されたレディーミクストコンクリートを使用するよう努めなければならない。

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

第3節 阿波市内産資材等

2-1-3-1 阿波市内産資材の原則使用

1. 一般事項

受注者は、建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として阿波市内産資材の使用に努め、使用できない場合は県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

なお、WTO対象工事については、阿波市内産資材及び県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。

阿波市内産資材【県内産資材】（次のいずれかに該当するもの）

① 材料の主な部分を阿波市内産出【県内産出】の原材料を使用している製品

② 阿波市内【徳島県内】の工事で加工、製造された製品

注1 部材、部品が阿波市外製品【県外製品】であっても、阿波市内の工場【県内の工場】で加工製造した製品（二次製品）であれば阿波市内産資材【県内産資材】として取り扱う。

注2 阿波市内企業が市外【県内企業が県外】に立地した工場（自社工場）で加工製造した製品も阿波市内産資材【県内産資材】として取り扱う。

注3 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

※県内産資材については【】内の記載内容で読み替えるものとする。

2. 阿波市内産資材等を使用できない場合の理由書の提出

受注者は、阿波市内産資材以外の資材を使用する場合は、事前に監督員へ阿波市内産資

材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料の提出が必要か確認を行い、指示に従うものとする。

また、受注者は、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。

2-1-3-2 阿波市内産原材料等の優先使用

受注者は、建設資材を使用する工事を施工する場合、阿波市内産出の原材料を用いた資材を優先して使用するよう努めるものとし、使用できない場合は、県内産出の原材料を用いた資材を優先して使用するよう努めるものとする。

2-1-3-3 阿波市内企業調達資材等の優先使用

受注者は、阿波市内に主たる営業所を有する者から調達した資材（以下「阿波市内企業調達資材」という。）を優先して使用するよう努めるものとし、使用できない場合は、県内に主たる営業所を有する者から調達した資材（以下「県内企業調達資材」という。）を優先して使用するよう努めるものとする。

なお、阿波市内企業調達資材以外を使用する場合は、事前に監督員へ阿波市内企業調達資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料の提出を行い、指示に従うものとする。

また、県内企業調達資材以外を使用する場合は、県内企業調達資材を使用できない理由書を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出しなければならない。

2-1-3-4 阿波市内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する工事を施工する場合、阿波市内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用するものとし、使用できない場合は、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を使用しなければならない。

第2章 土木工事材料

第4節 木材

2-2-4-2 阿波市産木材等の使用

1. 阿波市産等の木製型枠の使用

受注者は、コンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として阿波市産木材を使用した型枠（阿波市産木製型枠）の使用に努め、使用できない場合は、県産木材を使用した型枠（県産木製型枠）を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2. 工事看板等への阿波市産木材等の使用

受注者は、工事において使用する工事看板・バリケード等については、阿波市産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努め、使用できない場合は、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めるものとする。

3. 産地証明書等の提出

受注者は、阿波市産木材又は県産木材を使用する場合は、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員へ提出しなければならない。ただし、県内の森林から直接調達するなど、「産地認証」証明書がない場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

第3編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第3節 共通的工種

3-1-3-25 銘板工

1. 橋名板

受注者は、親柱又は袖柱の橋名板を次の位置に取り付けなければならない。

- (1) 漢字の橋名は、阿波市役所に向かって左側か若しくは道路起点側から見て左側親柱の正面とする。
- (2) しゅん工年月は、阿波市役所に向かって右側か若しくは道路終点側から見て左側親柱の正面とする。
- (3) ひらがなの橋名は、阿波市役所を背にして橋に向かって左側か若しくは道路終点側から見て右側親柱の正面とする。
- (4) 河川名等は、阿波市役所を背にして橋に向かって右側か若しくは道路起点側から見て右側親柱の正面とする。

3-1-3-34 境界工

3. 設置位置

受注者は、境界杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「阿波市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

第 1 4 節 法面工（共通）

3-1-14-2 植生工

19. 契約不適合責任期間

植生における約款第 42 条第 2 項の契約不適合責任期間は 1 年間とする。

第 6 編 河川編

第 1 章 築堤・護岸

第 1 1 節 付帯道路工

6-1-11-10 集水枿工

集水枿工の施工については、第 3 編 3-1-3-30 集水枿・マンホール工の規定による。

第 3 章 築堤・護岸

第 1 節 付帯道路工

3. 適用規定（2）

構造物撤去工、仮設工は、第 3 編第 1 章第 9 節構造物撤去工、第 10 節仮設工の規定による。

第 7 節 水路工

6-3-7-4 集水枿工

集水枿工の施工については、第 3 編 3-1-3-30 集水枿・マンホール工の規定による。

第 8 章 河川維持

第 6 節 構造物補修工

6-8-6-4 ボーリンググラウト工の施工

14. コーキングの実施

受注者は、注入中、堤体等にセメントミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。

第 9 章 河川修繕

第 7 節 管理用通路工

6-8-6-4 排水構造物工

2. 適用規定（2）

排水構造物工のうち、集水枳工、人孔、蓋の施工については、第 3 編 3-1-3-30 集水枳・マンホール工の規定による。

第 7 編 河川海岸編

第 1 章 堤防・護岸

第 5 節 護岸基礎

7-1-5-6 海岸コンクリートブロック工

6. 養生

受注者は、コンクリート打設後の施工については、第 1 編 1-3-6-9 養生の規定によらなければならない。

なお、養生用水に海水を使用してはならない。

第 12 節 排水構造物工

7-1-12-4 集水枳工

集水枳工の施工については、第 3 編 3-1-3-30 集水枳・マンホール工の規定による。

第 14 節 付帯道路工

7-1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第 3 編 3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-1-14-9 集水枳工

集水枳工の施工については、第 3 編 3-1-3-30 集水枳・マンホール工の規定による。

第 9 編

第 3 章

第 4 節

9-3-4-7 注入

10. 漏えい対策

受注者は、注入中、岩盤表面等へのセメントミルクの漏えい等に注意をはらい、セメントミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。

第 10 編 道路編

第 1 章 道路改良

第 1 節 適用

2. 適用規定（1）

道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、第 3 編第 1 章第 9 節構造物撤去工、第 10 節仮設工の規定による。

第 2 章 舗装

第 7 節 踏掛版工

10-2-7-1 一般事項

3. 適用規定

受注者は、踏掛版工の施工については、「道路土工－盛土工指針」（日本道路協会）の踏掛版及び施工の規定、第 10 編 10-2-7-4 踏掛版工の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

1. 一般事項

1-1 適用範囲

この特記仕様書は、徳島県土木工事共通仕様書、水道工事標準仕様書（日本水道協会）に準拠しているが、仕様書・設計書・図面に記載されている事項に対しては、この特記仕様書が優先する。

この特記仕様書に記載されていない事項については、監督員の指示に従うこととする。

1-2 法令等の遵守

工事の施工にあたり請負者は、労働安全衛生法等諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し工事の円滑な運営をはかり、運営適用は請負者の負担と責任において行うものとする。

1-3 疑義の解釈

仕様書及び設計書に疑義が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。

1-4 書類の提出

(1) 請負者は、指定の日までに発注者の定める様式による書類を提出すること。

(2) 提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更届を提出すること。

1-5 委任または下請け

(1) 請負者は、工事の全部及び大部分を第三者に委任または請負わせてはならない。

なお、工事の一部を第三者に委任または請負わせようとするときは、予め書面にて発注者に提出しなければならない。

(2) 請負者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、阿波市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めなければならない。

なお、阿波市内に主たる営業所を有する者以外と下請契約する場合は、市内業者を選定しない理由を記した理由書を発注者に提出しなければならない。

1-6 現場代理人及び主任技術者等

(1) 請負者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で工事発注担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

(2) 請負者は、現場代理人及び主任技術者等選任通知書に次のものを添付しなければならない。

① 現場代理人及び主任技術者等と請負者との直接的・恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）。

1-7 暴力団等による不当介入の排除

(1) 請負者は、受注工事に関し暴力団等から不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 請負者は、受注工事の一部について下請負させた場合においては、当該下請工事の施工に関し下請負人が暴力団等から不当介入を受けたときは、請負者にその旨を報告することを義務付けること。また、請負者が報告を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(3) 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。

(4) 請負者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議をすること。

(5) 請負者は、発注者と工程に関する協議を行った結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、阿波市公共工事標準請負約款（以下「約款」という。）第 24 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

(6) 請負者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。請負者は、当該被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合には、請負者は約款第 24 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

1－8 官公署等への諸手続き

請負者は、工事の施工に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きにあたっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ迅速・確実にいき、その経過については速やかに監督員に報告すること。

1－9 費用の負担

材料および工事の検査ならびに工事施工に伴う測量・調査・試験・試掘および諸手続等に必要な費用は請負者の負担とする。

1－10 賠償の義務

- (1) 請負者は、工事のため発注者または第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし、天災その他不可抗力によると考えられる場合は、契約約款に基づき協議すること。
- (2) 請負者の使用する労働者の行為またはこれに対する第三者からの求償については、発注者は一切その責を負わない。
- (3) (1)・(2)の処理は、原則として請負者が行うものとする。

1－11 工事の検査

- (1) 請負者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに発注者に通知し検査を受けること。
 - ① 工事が完成したとき。
 - ② 工事の施工中でなければ、その検査が不可能なときまたは著しく困難なとき。
 - ③ 部分払いを必要とするとき。
 - ④ 瑕疵担保期間中に修復したとき。
 - ⑤ 工事を打ち切ったとき。
 - ⑥ 工事の手直しが完了したとき。
 - ⑦ その他必要があるとき。
- (2) 発注者は、検査の依頼を受けたときは検査を行う日時を請負者に通知する。
- (3) 請負者は、発注者の行う検査に立合い協力すること。この場合、請負者が立合わないときは検査に異議を申し立てることはできない。
- (4) 発注者は、必要に応じて破壊検査を行うことがある。
- (5) 発注者は、必要があるときは請負者に通知のうえ検査を行うことができる。
- (6) 中間検査に合格した既成部分についても、完成検査のときに手直しを命じることがある。
- (7) 検査に合格しない場合は、発注者の指示に従い工事の全部または一部を直ちに手直し・改造または再施工し検査を受けること。
- (8) 検査による変質・変形・消耗または損傷した損失は、すべて請負者の負担とする。

1－12 保証期間

保証期間は、発注者の工事請負約款の基づくものとする。

その他の工事目的物に瑕疵があるときは、請負者は引渡しの日から1年間その瑕疵を補修し、その瑕疵によって生じた損失や損傷に対して賠償しなければならない。

2. 安全管理

2－1 一般事項

- (1) 請負者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- (2) 請負者は、工事現場内の危険防止のため平素から防災設備を施すなど常に万全な措置がとれるよう準備しておくこと。
 - ① 工事施工にあたり常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
 - ② 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明・防護柵・板囲い・足場及び標示板等を施すこと。
 - ③ 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員招集・資材の調達・関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し見やすい場所に掲示しておくこと。
 - ④ 暴風雨その他非常の際は必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。
 - ⑤ 火災予防のため火元責任者を定め常に火気に対する巡視をするとともに、適切な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。

- (3) 危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について関係法令に従い万全の対策を講ずること。
- (4) 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続きをとること。
- (5) 請負者は、工事の施工にあたり必要な安全管理者・各作業主任者・保安要員・交通整理員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。
- (6) 現場代理人及び前項の要員等は、容易に識別できるよう名札等を常時着用する。
- (7) 大量の土砂・工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、関係機関と協議して通行道路・通行期間・交通誘導員の配置・標識・安全施設等の設置場所、その他安全対策上の必要事項について十分配慮したうえ搬送計画をたて実施すること。

2-2 交通安全対策

- (1) 請負者は、工事の施工にあたり道路管理者及び警察署長の交通制限にかかる指示に従うとともに、沿道住民の意向を配慮し所要の道路標識・標示板・保安柵・注意灯・照明灯・覆工等の設備を行い交通の安全を確保すること。
- (2) 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行うこと。
- (3) 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立ち入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。
- (4) 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに当該部分の進捗にあわせ直ちに仮復旧をなし、遅滞なく一般交通に開放すること。
- (5) 作業区域内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者がいない場合は、埋戻すか仮覆工をかけ又は保安ネット等で覆っておくこと。ただし、作業時間中で作業場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りではない。
- (6) 作業区間内の消火栓・公衆電話・水道・電話等のマンホール及びボックスは、これを常時使用できるように確保しておくこと。
- (7) 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくするようにすること。
- (8) 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通整理員を配置して車両の誘導及び事故防止にあたらせること。

2-3 歩行者通路の確保

- (1) 歩道（歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分）で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放すること。
- (2) 横断歩道部分で工事をする場合は、直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、かつ交通整理員を配置して歩行者の安全に努めること。
- (3) 片側歩道を全部使用して施工する場合は、作業帯の前後の横断歩道箇所迂回案内板等を掲示するなどして、歩行者を反対側歩道に安全に誘導すること。

2-4 事故防止

- (1) 請負者は、工事の施工に際し公衆の生命身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するために必要な措置をすること。
- (2) 工事は、各工種に適した工法に従って施工し設備の不備・不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
- (3) 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い・従事者の不注意のないよう十分徹底しておくこと。
- (4) 工事用機械器具の取扱は熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転にあたっては操作を誤らないようにすること。
- (5) 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み・沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ防護措置を講ずること。また、掘削部分に他の埋設物が露出する場合は、当該管理者と協議のうえ適切な標示を行い、工事従事者にその取扱い及び緊急時の処置方法・連絡方法を熟知させておくこと。

- (6) 工事中は地下埋設物の試掘調査を十分に行うとともに、当該埋設物管理者に立ち合いを求めてその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないように注意すること。
- (7) 工事用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずること。
 - ① 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し感電事故防止に努めること。
 - ② 高圧配線・変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵・囲い・覆い等感電防止措置を行うこと。
 - ③ 仮設電気工事は、電気事業法電気設備に関する技術基準に基づき電気技術者に行わせること。
 - ④ 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検補修を行い正常な状態で作動させること。
- (8) 工事中、その箇所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生する恐れがあると判断したとき、または監督員その他の関係機関から指示されたときは、換気設備・酸素濃度測定機・有毒ガス検知器・救助用具等を設備し酸素欠作業主任者をおき万全の対策を講ずること。
- (9) 薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水・公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法規を遵守して周到な調査と施工管理を行うこと。

2-5 事故報告

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に報告し、適切な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過・事故による被害の内容等について工事事故報告書（または監督員が指示する書式）を監督員が指示する期日までに提出しなければならない。

2-6 現場の整理整頓

- (1) 請負者は工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具・不用土砂等を使用の都度整理整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保つこと。
- (2) 請負者は、工事完成までに不用材料・機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃すること。

2-7 現場の衛生管理

工事は、住民生活に欠くことができない安全な飲み水確保のための工事であり、施工にあたってはその重要性を十分認識し、工事に従事する者は関係法令を遵守し特に衛生に注意すること。

3. 工事施工

3-1 一般事項

- (1) 請負者は、監督員と協議し工事の適正な施工管理を行うこと。
- (2) 請負者は、常に工事の進捗状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較して工事の円滑な進行を図ること。
特に施工の期限を定められた箇所については、監督員と十分協議し工程の進行を図ること。
- (3) 請負者は、工事の出来形、品質等がこの仕様書・設計図等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。
- (4) 請負者は、工事の施工順序に従いそれぞれの工事段階の区切りごとに点検を行った後、次の工程に着手すること。
- (5) 請負者は、監督員が常に施工状況の確認が出来るように、必要な資料の提出及び報告書等適切な措置を講ずること。また、工事日報を監督員に提出すること。
- (6) 請負者は、工事に先立ち必要に応じて関係官公署・他企業の係員の現地立合い、許可条件・指示事項等を確認すること。

3-2 事前調査

- (1) 請負者は、工事に先立ち施工区域全般にわたる地下埋設物の種類・規模・位置等をあらかじめ試掘及びその他の方法により確認しておくこと。
- (2) 請負者は、工事箇所に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、発注者と協議のうえ当該家屋等の調査を行うこと。
- (3) その他工事に必要な環境（道路状況・交通量・騒音・水利等）についても十分調査しておくこと。

3-3 障害物件の取扱

- (1) 工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物・その他工作物の移設または防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立合いを求め、移設又は防護の終了をまって工事を進行させること。

(2) 請負者は、工事施工中損傷を与える恐れのある施設に対しては、仮防護その他適当な措置をし、工事完了後原形に復旧すること。

(3) 請負者は、地上施設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合は、その指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督員と協議すること。

3-4 現場付近居住者への説明

請負者は、工事着手に先立ち現場付近居住者に対し監督員と協議のうえ工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

3-5 環境配慮

請負者は、工事の施工に際し騒音・振動・塵埃及び湧水処理（水替工も同様）等による環境への影響に配慮した施工方法及び建設機械の選定を行うとともに、作業場におけるゴミの分別、清掃の励行等沿道住環境に悪影響を与えぬよう有効適切な措置を講ずること。また、建造物・道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。

3-6 道路の保守

残土運搬その他によって道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても請負者の負担で適切な補修すること。

3-7 就業時間

就業時間については、あらかじめ監督員と協議すること。

3-8 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公署・付近住民と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは適切な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を監督員に報告すること。

3-9 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を図ること。

3-10 工事記録写真

請負者は、「水道工事記録写真撮影要領」を参考にし、工事記録写真を整理編集して工事完成の際提出すること。

3-11 工事完成図

請負者は、工事完成図を作成して提出すること。提出する図面は、印刷したもの1部とデータで提出すること。また、完成図は当初図面を変更したものと配管展開図・舗装展開図を提出すること。

3-12 工事関係書類の整備

請負者は、随時監督員の点検が受けられるよう工事に関する書類を整備しておくこと。

また出来高に変更が生じた場合は、数量計算書を速やかに提出する事。

4. 管布設工事

4-1 一般事項

(1) 管布設に関しては、あらかじめ設計図又は施工標準図に基づき平面位置・土被り・構造物等を正確に把握しておくこと。また、施工順序・施工方法・使用機器等について監督員と十分打ち合わせを行った後、工事に着手すること。

(2) 設計図又は施工標準図により難しい場合は、監督員と協議すること。

(3) 新設管と既設埋設物との離れは、30cm以上とすること。ただし、所定の間隔が保持できないときは監督員と協議すること。

(4) ダグタイル鋳鉄管（NS・GX形）は、材料発注前に監督員の現場説明を受け試験調査等を行い、管割図面及び材料表を作成し監督員の承認を受けること。

4-2 試掘調査

(1) 工事の施工に先立って試掘を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。また、その結果を記録写真・調査表等にまとめて監督員に報告すること。

(2) 試掘箇所は、監督員と協議のうえ選定すること。

(3) 試掘は原則として人力掘削とし、掘削中は地下埋設物に注意して損傷を与えないようにすること。

(4) 試掘調査にあたっては、土質の性状・地下水の状態等を観察して事後の掘削工・土留工等の参考にすること。

- (5) 既設埋設物の形状・位置等の測定は正確を期するとともに、埋戻し後もその位置が確認できるよう適切な措置を講じること。
- (6) 試掘箇所は即日埋戻しを行い仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し保守管理すること。また、試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立ち合いを求め、その指示を受け適切な措置を講ずること。

4-3 掘削工

- (1) 掘削にあたっては、あらかじめ保安設備・土留・排水・覆工・残土処理等に必要な準備を整えたうえ着手すること。
- (2) アスファルト舗装・コンクリート舗装の切断は舗装切断機等を使用して切口を直線に施工する。また取り壊しに当たっては、在来舗装部分が粗雑にならないように行うこと。
- (3) 舗装切断を施工する場合は、保安設備・保安要員等を適切に配置して交通上の安全を確保するとともに冷却水処理にも留意すること。
- (4) 掘削は、開削期間を極力短縮するため、その方法・位置を十分検討して行うこと。
- (5) 同時に掘削する区域及び開口部の延長をあらかじめ監督員に報告すること。
- (6) 機械掘削を行う場合は、施工区域全般にわたり地上及び地下の施設に十分注意すること。
- (7) 床付け及び接合部の掘削は、配管及び接合作業が完全にできるよう所定の形状に仕上げる。なお、えぐり掘り等はしないこと。
- (8) 床付面に岩石・コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より10cm以上取り除き、砂等に置き換えること。
- (9) 湧水のある箇所の掘削については、土留・排水等を適切に行うこと。
- (10) 予期しない不良土・埋設物・沈埋木等がある場合は、監督員の指示により処理すること。
- (11) 掘削寸法が明示されていない場合は、次の作業が完全にできる寸法を定め監督員と協議すること。
- (12) 機械で掘削する場合でも、施工基面は人力で仕上げること。
- (13) 既設構造物に近接した場所の掘削は、これらの基礎を緩めたりまたは危険を及ぼしたりすることのないよう保護工をすること。

4-4 土留工

- (1) 施工にあたっては、地盤の堆積状態・地質の硬軟・打ち込み貫入抵抗・地下水の状態・施工環境等について十分調査し、施工管理の方法等について検討すること。
- (2) 施工に先立ち、工事現場周辺の施設・地下埋設物等を十分調査し、監督員と協議のうえ適切な措置を講ずること。
- (3) 杭・矢板の打ち込みは、適当な深さまで布掘りした後通りよく建て込み、鉛直に打ち込むこと。
- (4) 腹起こし・切り梁等の部材の取付は、各段ごとに掘削ができしだい速やかに行い完了後でなければ次の掘削に進まないこと。
- (5) 腹起こし材は長尺物を使用し、常に杭・矢板に密着させ、もし隙間を生じたときはパッキング材を挿入して、地盤からの荷重を均等に受けられるようにすること。

4-5 覆工

- (1) 覆工は、設計図で指定した箇所・道路管理者若しくは所轄警察署が施工条件として指示した場合、または構造物等の養生を必要とする場合に行うこと。ただし、前記以外の場合でも現場の状況により、必要と認められる箇所は覆工すること。
- (2) 覆工は、原則としてずれ止めのついた鋼製覆工板又はコンクリート製覆工板等を使用すること。
- (3) 覆工板に鋼製のものを使用する場合は、滑り止めのついたものを使用すること。また、滑り止めのついた鋼製覆工板は、在来路面と同程度の滑り抵抗を有することを確認して使用すること。

4-6 残土処理

- (1) 残土の処理・処分方法については、請負者において選定すること。
- (2) 請負者は、運搬における過積載防止対策を講じて、運搬車輛が道路交通法を遵守して運行するよう努めること。

- (3) 残土の運搬にあたっては、車輛の大きさに応じ道路の構造・幅員等安全適切な運搬経路を選定すること。
- (4) 処分地は、災害を防止するための必要な措置を講ずることともに、次の場所に処分してはならない。
 - ① 法律により規制された場所
 - ② 環境保全上、支障のある場所
 - ③ 第三者と紛争の生じるおそれのある場所
- (5) 残土は、監督員が指示する場合には土質別に分けなければならない。
- (6) 運搬の際は、荷台にシートをかぶせる等残土をまき散らさないように注意する。
- (7) 残土の搬出にあたっては、路面の汚損を防止するとともに運搬路線は適時点検し路面の清掃及び補修を行うこと。また必要に応じて散水し、土砂等粉塵を飛散させないよう適切な措置を行うこと。

4-7 産業廃棄物

- (1) 産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等を遵守して適正に処理すること。
- (2) 建設廃材については、許可を受けた処理業者により廃棄処分すること。
- (3) 請負者は、建設残土・産業廃棄物の実態調査等を行い調査票を竣工時に提出すること。
- (4) 請負者は、「建設リサイクル法」に基づき、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成して監督員に提出すること。

4-8 埋戻し

- (1) 埋戻しは、指定する材料を使用し、ごみ・その他の有害物を含んでいないこと。
- (2) 埋戻しは、一層30cm以下に敷均し十分に締固めること。
- (3) 埋戻しの各層のまき出し位置は前の層のまき出し位置から30cm以上ずらして施工すること。縦継目の位置が重ならないよう締め固めること。
- (4) 埋戻しに際しては、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないように注意すること。
また、土留の切り梁・管据えつけの胴締め材・キャンバー等の取り外し時期・方法は周囲の状況に応じ決めること。
- (5) 埋戻しは、片埋めにならないように注意しながら現地盤と同程度以上の密度となるように締固めを行うこと。
- (6) 砂巻工及び管明示シートまでは、基礎砂および覆い砂、碎石の転圧を小型の転圧機で行うこと。

4-9 水替工

- (1) 工事区域内は、排水を完全に行えるよう十分な水替設備を設け、水を滞留させないように注意し、排水は必要に応じ沈砂槽を設けて土砂を流さないようにすること。
- (2) 水替は工事の進行に支障をきたさないよう、必要に応じて昼夜を通じて実施する。
- (3) 放流にあたっては、関係管理者と協議すること。なお、河川等に放流する場合は放流地点が洗掘されないよう適当な処置をすること。

4-10 管・弁類の取扱い及び運搬

- (1) ダクタイル鋳鉄管ダクタイル鋳鉄管の取扱については、次の事項を厳守すること。
 - ① 管を積下ろしする場合は、台棒等を使用し、滑り下ろすか巻き下ろすか又はクレーン等で2点吊りにより行うこと。
 - ② 管の運搬又は巻下ろしする場合はクッション材を使用し、衝撃等によって管を損傷させないように十分注意すること。
 - ③ 保管にあたっては歯止めを行うなど、保安に十分注意すること。
- (2) 鋼管の取扱については、次の事項を厳守し、塗覆装面及び開先に絶対損傷を与えないこと。
 - ① 管を吊る場合は、ナイロンスリング又はゴムで被覆したワイヤーロープ等安全な吊り具を使用し、塗覆装部を保護するため原則として両端の非塗覆装部に台付けをとる2点吊りにより行うこと。
 - ② 管の支保材・スノコ等は据えつけ直前まで取外さないこと。
 - ③ 置き場から配管現場への運搬にあたっては、管端の非塗装部に当て材を介して支持し、吊り具を掛ける場合は、塗装面を傷めないよう適当な防護を施すこと。
 - ④ 小運搬の場合は、管を引きずらないこと。転がす場合は管端の非塗装部分のみを利用し、方向を変える場合は吊り上げて行うこと。
 - ⑤ 管の内外面の塗装上を直接歩かないこと。

(3) 水道用硬質塩化ビニール管（以下「塩ビ管」という。）及びポリエチレン管（通称、一種2層管、ハイポリ管、架橋ポリエチレン管）の取扱いについては、次の事項を厳守すること。

- ① 塩ビ管及びポリエチレン管の運搬は慎重に取扱い、放り投げたりしないこと。
- ② 塩ビ管のトラック運搬は、原則として長尺荷台のトラックを用い、横積みにして固定すること。
- ③ 塩ビ管を横積みで保管する場合には、平地に積み上げ・高さを1 m以下とし、崩れないように措置すること。
- ④ 保管場所はなるべく風通しのよい、直射日光の当たらない所を選ぶこと。
- ⑤ 高熱により変形するおそれがあるので、特に火気等に注意し温度変化の少ない場所に保管すること。
- ⑥ 継手類は、種類・管径と数量を確認したうえ屋内に保管すること。
- ⑦ 塩ビ管とその継手及びポリエチレン管は、揮発性薬品（アセトン、ベンゾール・四塩化炭素・クロロフォルム・酢酸エチル）及びクレオソート類に浸食されやすいので注意すること。

(4) 弁類

- ① 弁類の取扱いは、台棒・角材等を敷いて水平に置き、直接地面に接しないようにすること。また、吊り上げの場合は弁類に損傷を与えない位置に台付けを確実にすること。
- ② 弁類は、直射日光やほこり等をさけるため屋内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合には、必ずシート類で覆い保護すること。

4－1 1 配管技能者等

- (1) 請負者は、工事着手に先立ち配管技能者等の資格証を提出すること。
- (2) 配管技能者等は、水道用各種管の配管作業について豊富な経験と技術を有すること。

4－1 2 管の据付け

- (1) 管の据付けに先立ち、十分管体検査を行い亀裂その他の欠陥のないことを確認すること。
- (2) 管の吊り下ろしにあたって、土留用切り梁を一時取り外す必要がある場合は、必ず適切な補強を施し安全を確認のうえ施工すること。
- (3) 管を掘削溝内に吊り下ろす場合は、溝内の吊り下ろし場所に作業員を立ち入らせないこと。
- (4) 管の布設は、原則として低所から高所に向けて行い、また受口のある管は受口を高所に向けて配管すること。
- (5) 管の据付けにあたっては、管内部を十分清掃し、水平器・型板・水糸等を使用して中心線及び高低を確定して、正確に据付けすること。また、管体の表示記号を確認するとともに、ダクタイル鋳鉄管の場合は受口部分に鋳出してある表示記号のうち管径年号の記号を上に向けて据付けすること。
- (6) 直管の継手箇所角度をとる曲げ配管は行わないこと。ただし、工事現場の状況により施工上必要がある場合は、監督員の指示を受けること。
- (7) 一日の布設作業完了後は、管内に土砂・汚水等が流入しないよう管端部をふさぐこと。また、管内には綿布、工具類等を置き忘れないよう注意すること。
- (8) 鋼管の据付けは、管体保護のため基礎に良質の砂を敷き均すこと。

4－1 3 管の切断

- (1) 管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周にわたって入れること。
- (2) 管の切断は、管軸に対して直角に行うこと。
- (3) 切管が必要な場合には、残材を照合調査し極力残材を使用すること。
- (4) 管の切断場所付近に可燃性物質がある場合には、保安上必要な措置を行ったうえ十分注意して施工すること。
- (5) 鋳鉄管の切断は、専用の切断機で行うこととする。また、異形管は切断しないこと。
- (6) 動力源にエンジンをを用いた切断機の使用にあたっては、騒音に対して十分な配慮をすること。
- (7) 鋳鉄管の切断面は、衛生上無害な防食塗装を施すこと。
- (8) 鋼管は切断完了後、新管の開先形状に準じて丁寧に開先仕上げを行うこと。
- (9) 塩ビ管の切断する場合は、切断箇所が管軸に直角になるようにマジックインキ等で全周にわたって標線を入れること。また、切断面はヤスリ等で平らに仕上げるとともに内外周を面取りすること。
- (10) 管の切断を行った場合は、挿入寸法を白線で表示すること。

(11) 石綿セメント管の切断は、できるだけ避け、極力継手からはずすものとする。やむを得ず切断する場合には、散水などして管を湿潤状態におき、石綿粉塵が飛散しないようにし、金鋸により手作業で行うものとする。これによらない場合は、監督員と協議するものとする。なお、石綿管の切断及び撤去においては、関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。

(12) ポリエチレン二層管の切断する場合は、パイプカッター等を用いて切断箇所が管軸に直角になるようにするものとし、切断面は、面取器を用いて管肉厚の 1/2 程度に面取りするものとする。

4-14 既設管との接続

(1) 接続工事は断水時間に制約されるので、十分な事前調査・準備を行うとともに円滑な施工ができるよう経験豊富な技術者と作業者を配置し、必ず監督員立会のもと、監督員の指示により迅速・確実な施工にあたること。

(2) 接続工事箇所は、監督員の立合いを得てできるだけ早い時期に試掘調査を行い、接続する既設管（位置・管種・管径等）及び他の埋設物の確認を行うこと。

(3) 接続工事にあたっては、事前に施工日・施工時間及び接続工事工程表等について監督員と十分協議すること。

(4) 接続工事に際しては、工事箇所周辺の調査を行い機材の配置・交通対策・管内水の排水先等を確認し必要な措置を講じること。

(5) 接続工事に必要な資機材は、現場状況に適したものを準備すること。なお、排水ポンプ・切断機等についてはあらかじめ試運転を行っておくこと。

(6) 既設管の切断箇所・切断開始時については監督員の指示によること。

4-15 不断水工法

(1) 工事に先立ち、穿孔工事の実施時期について監督員と十分な打ち合わせを行い工事に支障のないように留意すること。

(2) 使用する穿孔機は、機種・性能をあらかじめ監督員に報告し、確認を受けるとともに使用前に点検整備を行うこと。

(3) 割T字管の取付は、原則として水平とすること。

(4) 穿孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水压試験を行い、漏水のないことを確認してから行うこと。

(5) 穿孔後は切りくず・切断片等を管外に排出したうえで管を接続すること。

(6) 穿孔機の取付にあたっては、支持台を適切に配置し割T字管に余分な応力を与えないようにすること。

4-16 水压試験及び通水準備

(1) 配管終了後継手の水密性を確認するため、原則として管内に充水して管路の水压試験を行うこととする。

① 水压試験は管路への充水後一昼夜程度経過してから行うこととする。

② 試験水压は0.97Mpa以上0.99Mpa以下で、一定時間経過後（1時間程度）の圧力が0.9Mpa以上を保持していることを監督員が確認すること。また、自記記録計を設置しての圧力変化を記録する試験を行うこととする。

③ 伸縮離脱防止継手の耐震管の試験水压は初期水压を0.5Mpaとし、一定時間経過後（12時間以上）の圧力が0.45Mpa以上を保持していることを監督員が確認すること。

④ 初回の加圧から一定時間保持により圧力低下が生じた場合、再度試験水压に加圧し一定時間保持する操作を繰り返すときは事前に監督員に報告すること。

⑤ 水压試験を実施した結果管路に異常を認めた場合は、その原因を究明し対策を講じた後再試験を行う。

⑥ 管路の呼び径・管種（継手の種類）・施工延長距離・布設経路・仕切弁類の数及び設置状況等により所定の時間経過による管路の異常の有無の判断が困難であると監督員が認めるときは、自記記録計を設置して相当時間（12時間以上）の圧力変化を記録する試験を行うこととする。

⑦ 水道配水管用ポリエチレン管の試験水压は、別に定める「水道配水管用ポリエチレン管工事標準仕様書」に従うこと。

⑧ 監督員が、管の布設状況等により試験水压の変更が必要と判断した場合は、監督員の指示した方法で試験を行うこととする。

⑨ 工事を分割発注した場合、原則として全工区一括検査とする。

(2) 水圧試験終了後、次の通り通水準備を行うこととする。

- ① 充水に当たり、仕切弁、空気弁、消火栓、排水管等の開閉操作を行い、異常の有無を確認し、特に空気弁のボールの密着度合を点検しておかなければならない。さらに、全体の鉄蓋の開閉も確認し、ガタツキのないようにしなければならない。

なお、大口径管については可能な限り、内面から管内清掃の確認を行うとともに、必要に応じて消毒を行わなければならない。

- ② 管の洗浄にあたっては、適量の水を放出し十分な管内流速をつけ、完全に洗浄しなければならない。また、濁度、色度等がなくなるまで十分に行うとともに残留塩素についても、所定の数値が得られるまで確実に洗浄排水を行わなければならない。

- ③ 洗浄排水に際しては、排水箇所付近及び下流を十分調査し、護岸施設、住宅等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。また、消火栓により排水する場合は、ホース等適当な器具を用いて放流施設へ排水しなければならない。

なお、洗浄排水は、その水量を確認し記録しなければならない。

4-17 管明示工

管明示シートは、指定された道路等に布設する管路に使用し管路を埋戻す際に管天40cmの位置に敷くこと、ただし設計図又は施工標準図及び施工条件明示に記載がある場合、監督員が支持する場合はそれに従う事。

4-18 ダクタイル鋳鉄管の接合

1) 一般事項

- (1) 接合方法・接合順序・使用材料等の詳細について着手前に監督員に報告すること。
- (2) 継手接合に従事する配管技能者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等を熟知するとともに豊富な経験を有すること。
- (3) 接合に先立ち、継手の付属品及び必要な器具・工具を点検し確認すること。
- (4) 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面・押輪及びゴム輪等に付着している油・砂・その他の異物を完全に取除くこと。
- (5) 付属品の取扱にあたっては次の事項に注意すること。

- ① ゴム輪は直射日光・火気にさらすことのないよう極力屋内に保管し、梱包ケースから取り出した後はできるだけ早く使用すること。また、未使用品は必ず梱包ケースに戻して保管すること。この際、折り曲げたりねじったままで保管しないこと。
 - ② ボルト・ナットは直接地上に置いたり放り投げないこと。また、ガソリン・シンナー等を使って洗わないこと。
 - ③ 押輪は直接地上に置かず、台木上に並べて保管すること。
- (6) 管接合終了後、埋戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には防錆塗料を塗布すること。

2) 継手用滑剤

ダクタイル鋳鉄管の接合にあたっては、甲の指定する滑剤を使用することを原則とし、ゴム輪に悪い影響を及ぼし衛生上有害な成分を含むもの並びに中性洗剤やグリース等の油類は使用しないこと。

3) K形ダクタイル鋳鉄管

- (1) 挿し口外面の清掃は、端部から40cm程度とする。
- (2) 押輪の方向を確認してから挿し口部に預け、次に挿し口部とゴム輪に滑剤を十分塗布しゴム輪を挿し口部に預けること。
- (3) 挿し口外面及び受口内面に滑剤を十分塗布するとともに、ゴム輪の表面にも滑剤を塗布のうえ、受口に挿し口を挿入し胴付間隔が3～5mmとなるように据付ける。
- (4) 受口内面と挿し口外面との間隔を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内の所定の位置に押し込むこと。この際、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押し下げて損傷させないように注意すること。
- (5) 押輪の端面に鋳出してある管径及び年号の表示を、管と同様に上側にくるようにすること。
- (6) ボルト・ナットの清掃を確認のうえ、ボルトを全部のボルト穴に差し込みナットを軽く締めた後、全部のボルト・ナットが入っていることを確認すること。

- (7) ボルトの締付けは、片締めにならないように押輪と受口端との間隔が全周を通じて同じになるようにすること。

この操作を繰返して行い、最後にトルクレンチにより下表に示すトルクになるまで締付けること。

T頭ボルトの締付けトルク（K形継手）

管径(mm)	ボルト呼び径	フッ素樹脂塗装合金ボルト
75	M16	60N・m
100～250	M20	100N・m

4) SⅡ形ダクタイル鋳鉄管

- (1) 挿し口外面の清掃は、端部から50cm程度とする。
- (2) ロックリング絞り器具を利用してロックリングを絞り、受口溝内に密着させた状態でロックリング切断面の隙間を測定し記録しておくこと。
- (3) 挿し口外面・受け口内面及びゴム輪内面にむらなく滑材を塗布すること。
- (4) 接合にあたっては、バックアップリングの方向を確認し、挿し口端部より1本目の白線の端面側が受口端面の位置に合うように挿し口を挿入すること。
- (5) ロックリングを受口溝内に密着させ、ロックリング分割部の隙間を測定し、受口挿し口の挿入前に測定した隙間との差が±1.5mm以下であることを確認すること。次にバックアップリングを受口と挿し口の隙間にロックリングが当たるまで挿入すること。なお、バックアップリングの切断面は、ロックリング分割部に対して180°ずれた位置にすること。
- (6) ゴム輪・押輪・ボルトを所定の位置にセットのうえ、仮締めをし受口端面と挿し口端より2本目白線の端面側までの間隔が規定寸法（80mm）になるようにすること。
- (7) 受口端面と押輪の間隔が広いところから、順次対角位置のナットを少しずつ締め付けること。全部のナットが規定トルクに達していることを確認する。

T頭ボルトの締付けトルク（SⅡ形継手）

管径(mm)	ボルト呼び径	ステンレス合金ボルト
75	M16	60N・m
100～250	M20	100N・m

5) NS形ダクタイル鋳鉄管（直管プッシュオン継手接合）

- (1) 継手の接合部品および必要な器具・工具を点検し確認する。
 - (2) 管のメーカーマークを上にして、管を所定の位置に静かに吊り降ろす。
 - (3) 受口溝の異物をドライバなどで取り除き、挿し口外面の端面から約30cmの間及び受口内面に付着している油・砂・滑剤・異物除去とゴム輪当たり面に付着した水を拭き取る。
 - (4) 製品出荷時に受け口所定の溝内にセットされているロックリングとロックリング芯出し用ゴムを目視および手で触って確認する。
 - (5) ゴム輪の表示（規格）がNS形用であることを確認した後清掃し、受口内面の所定の位置に装着する。
 - (6) ダクタイル管継手用滑剤をゴム輪の内面および挿し口外面のテーパ部から白線までの範囲にムラなく塗布する。
 - (7) 接合器具をセットし、ゆっくりと挿し口を受口に挿入する。挿し口外面に表示してある2本の白線のうち、受口側白線の幅の中に受口端面がくるように合わせる。
 - (8) 受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを全周にわたって差し込み、一部分だけ大きく入り込むことがないか確認する。
 - (9) 接合作業は、その都度必要事項を規定のチェックシートに記入しながら行う。
- #### 6) NS形ダクタイル鋳鉄管（異形管プッシュオン継手接合）
- (1) 受口溝にロックリングとロックリング心出し用ゴムが、正常な状態にあるか目視および手で触って確認する。
 - (2) 屈曲防止リングが受口内面に飛び出していないことを確認し、接合に支障をきたしそうな時は、セットボルトを緩めて屈曲防止リングを受口内面に納める。
 - (3) 異形管受口の挿入量を測定し、挿し口に挿入位置の印をつける。

- (4) 接合リングをセットしレバーブロックを操作し、直管と同じ要領で挿し口を受口端面が挿し口の印と合う位置まで挿入する。
 - (5) 直管と同じ要領で受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを全周にわたって差し込み、一部分だけ大きく入り込むことがないか確認する。異常がなければ、円周8ヶ所についてその入り込み量を測定し、チェックシートに記入する。
 - (6) 異形管受口のセットボルトを屈曲防止リングが挿し口外面に当たるまで締め付け、薄板ゲージが通らないことを確認する。
 - (7) 呼び径200mm以上の異形管接合の際の接合リングのセットの際は直結バーを使用する。この場合、レバーブロックはフック間最小距離275mm以下のものとする。
- 7) GX形ダクタイル鋳鉄管
- (1) 受口内面、挿し口外面の清掃を行う。挿し口外面の清掃は、端部から30cm程度とする。
 - (2) ロックリングとロックリングホルダの確認を行う。異常が確認された場合は、ロックリングの絞り器を使用して所定の受口溝に正しくセットする
 - (3) ゴム輪をNS形継手の接合要領と同様に受口内面の所定の位置に装着し、滑剤をゴム輪内面及び挿し口外面のテーパ部から白線までの範囲にむらなく塗布すること。
 - (4) 接合に当たっては、2本の管の角度が2°以内となるように据え付け、スリングベルト、レバーブロック等の接合器具を使用し、挿し口外面に表示してある2本の白線のうち管端に近いほうの白線の幅の中に受口端面がくるように合わせる。
 - (5) 管挿入後、挿し口が既定規定通り入っているか、ゴム輪が正常な状態かをGX型用チェックゲージ等で確認すること。なお、受口面からゴム輪までのチェックゲージ入り込み量は全周にわたり接合要領書記載の合格範囲内であること。
 - (6) 異形管の接合は受口溝にロックリング、ストッパが正常な位置にあることを確認し、挿し口を受口に預けて所定の位置まで挿入しストッパを引き抜くこと。ストッパの引き抜き後、必ず挿し口突部がロックリングを通過していることの確認を行い、押輪の施工管理用突部と受口が接触するまでT頭ボルト・ナットの締め付けを行うこと。
 - (7) 受口フランジのT頭ボルト・ナットは対象の位置にあるナットをインパクトレンチ等で締め付け、突部と受口が接触するまで行うこと。締め付け後は、隙間ゲージがないことを確認すること。
 - (8) P-Link、G-Linkの押しボルトはトルクレンチを用いて既定の締め付けトルク100N・mにて締め付けること。

4-19 その他の管の接合

1) フランジ継手の接合

- (1) フランジ面及びガスケット溝を清掃し、異物を確実に除去すること。
- (2) ボルトは片締めにならないよう全周を通じて均等に締めること。
- (3) 締め付けトルクは下表による

①大平面座形（RF形-RF形）

呼び径	ボルトの呼び	標準締め付けトルク (N・m)
75～200	M16	60
250・300	M20	90
350・400	M22	120
450～600	M24	260

②溝形（RF形-GF形）メタルタッチの場合

継手外側から円周4ヶ所、等間隔の位置に隙間ゲージを差し込んでフランジ面間の隙間が1mm厚のすきまゲージが入らないことを確認する。さらに、すべての六角ボルトが60N・m以上のトルクが有ること確認する。

③溝形（RF形-GF形）メタルタッチでない場合

フランジ面間の間隔をすきまゲージにて円周4ヶ所測定し、その値が標準間隔の範囲内にあることを確認する。

呼び径	標準間隔	
	下 限	上 限
75～900	3.5	4.5

さらに、すべての六角ボルトが容易にゆるまないことを確認する。

2) 塩化ビニル管の接合

(1) TS接合

- ① 接合に先立ち、管体に挿入寸法をマジックインキ等で表示した後施工すること。
- ② 接着剤塗布前に管を継手に軽く挿入してみて、管が止まる位置（ゼロポイント）が受口長さの1/3～2/3の範囲であることを確認すること。
- ③ 接着剤を標線以上にはみ出さないように刷毛で薄く塗り、接着剤が乾燥しないうちに管をひねりながら挿入し、30～60秒そのまま押さえつけておくこと。
- ④ 挿入は原則として、てこ棒又は挿入機等を使用し叩き込みは行わないこと。また、作業中接着剤塗布面に泥・ほこり等がつかないように注意するとともに、はみ出した接着剤及びこぼれた接着剤は、管に付着しないように取り除くこと。
- ⑤ 接合直後に接合部に曲げ応力など無理な力を加えないこと。
- ⑥ 配管終了時には、管内に溜まっている溶剤蒸気をそのまま放置することなくできるだけ速やかに排出すること。
- ⑦ 接着剤の品質及び取扱は、次のとおりとする。
 - ア 接着剤はJWAS101（水道用硬質塩化ビニル管の接着剤）に規定するものを使用する。
 - イ 接着剤は可燃物であるから、火気のある場所に保管せずまたはこの様な場所で取り扱わないこと。
 - ウ 使用後は密封し、冷暗所に保管すること。なお、保管にあたっては「消防法」に適合するよう貯蔵量等に十分注意すること。
 - エ 接着剤が古くなり、ゼラチン状のようになったものは使わないこと。

(2) ゴム輪接合

- ① ゴム輪はフラップ部が受口の奥に向くようにして、ゴム輪溝部に正確に装着すること。
- ② 管押し口及び継手のゴム輪に、刷毛又はウエス等で滑剤を十分に塗布すること。なお、滑剤は塩化ビニル管専用のものを使用すること。
- ③ 滑剤を塗り終わったら、直ちに挿入機等で標線まで管を継手に挿入すること。なお、挿入後全周にわたってゴム輪が正常な状態か十分に確認すること。
- ④ 切断した場合、挿し口はヤスリ等で面取りをするとともに、管端より受口長さを計り管体にマジックインキ等で標線を入れること。

3) ポリエチレン管の接合

(1) メカニカル接合

- ① 管端が直角になるように切断し、管端面のバリを取り除いたうえで管端から200mm程度の内外面を清浄なウエス等で油・砂等の異物、汚れを除去する。また、管端の外周部の面取りを行うことで挿入が容易になるので適宜実施すること。
- ② インナーコアについても同様に付着した汚れをウエス等で清掃し、管に挿入する。インナーコアを使用する金属継手は耐震強化型を使用する事。インナーコアが入りにくい場合は角材等を当ててプラスチックハンマーまたは木槌等で軽くたたいて挿入する。

(2) 融着接合

別に定める、「水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書」に従う事。

4-20 仕切弁等付属設備の設置

1) 一般事項

- (1) 仕切弁, 空気弁, 消火栓等付属設備は、設計図又は施工標準図に基づき正確に設置すること。
- (2) 設置にあたっては、維持管理, 操作等に支障のないようにすること。なお、具体的な設置場所は、周囲の道路・家屋及び埋設物等を考慮し監督員と協議して定める。

- (3) これら付属設備相互間は、原則として1 m以上離れるように設置位置を選定する。
- (4) 弁類の据え付けにあたっては、正確に芯出しを行い堅固に据え付けること。
- (5) 鉄蓋類は構造物に堅固に取付け、かつ路面に対し不陸のないようにすること。
- (6) 仕切弁ボックスの据え付けは、沈下・傾斜及び開閉軸の偏心を生じないよう入念に行うこと。

2) 仕切弁設置工

- (1) 仕切弁は設置前に弁体の損傷のないことを確認するとともに、弁の開閉方向を点検し、開度「閉」の状態を設置すること。
- (2) 仕切弁の据え付けは、鉛直又は水平に据え付けること。また据え付けに際しては、開閉軸の位置を考慮して方向を定め安全確実に行うこと。
- (3) 主要な弁類は、弁室内の見やすい所に製作メーカー・設置年度・口径・回転方向・回転数・操作トルク等を表示した銘板を取り付けること。

3) 消火栓設置工

- (1) フランジ付T字管の布設にあたっては、管心を水平に保ち支管のフランジ面が水平になるよう設置すること。
- (2) 消火栓及び補修弁の設置に先立ち、弁の開閉方向を確認するとともに弁体の異常の有無を点検すること。
- (3) 消火栓の取付けにあたっては、地表面と消火栓の弁棒キャップ天端との間隔を30 cm程度となるようにフランジ短管により調整すること。
- (4) 設置完了時には、補修弁を「開」とし、消火栓は「閉」としておくこと。

4-2-1 路面復旧

- (1) 路面復旧は、工程の終了またはその日の就業時間までに復旧すること。
- (2) 国・県道については、原則として速やかに仮舗装を行うこと。
- (3) 路面表示類は、原形どおりに必ず塗装すること。
- (4) 舗装盤厚および密度の検査は、原則として50 m²を超え1000 m²につき1箇所の割合でテストピースを採取して行うものとする。また、監督員の指示により変更することもある。

4-2-2 機器および材料の指定

工事に使用する材料は、設計図書又は特記仕様書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格、日本水道協会規格等に適合した下記のものとする。また、設計図書等により指定した場合は、指定品を使用しなければならない。

指定なきものは規格一覧と同等品以上とし、監督員の承認を得るものとする。

なお、材料は製造から2年以内の製品を使用するものとする。

(1) タグタイル鋳鉄管

(株)クボタ (株)栗本鉄工所

(2) タグタイル鋳鉄用異形管

(株)クボタ (株)栗本鉄工所 (株)岡本 大和産業(株) 幡豆工業(株) (株)クロダイト (株)多久製作所 (株)川西水道機器
コスモ工機(株) 大成機工(株)

(3) 弁栓類（開閉方向は、監督員に確認すること）

(株)クボタ (株)栗本鉄工所 (株)森田鉄工所 (株)清水鉄工所 (株)清水合金製作所 富士鉄工(株) 幡豆工業(株)
前澤工業(株) (株)キッツ

(4) 鋼管類

(株)NKK 住友金属工業(株) 川崎製鉄(株) 新日本製鉄(株) (株)多久製作所

(5) ビニールライニング鋼管

住友金属工業(株) 三菱樹脂(株) 積水化学工業(株)

(6) 硬質塩化ビニール管及びポリエチレン管

積水化学工業(株) (株)クボタケミックス 三菱樹脂(株) 三井金属エンジニアリング(株)

(7) 硬質塩化ビニール管用異形管

積水化学工業(株) (株)クボタケミックス 三菱樹脂(株) (株)川西水道機器 コスモ工機(株) 大成機工(株)

(8) 蓋類

(株)ダイモン 日之出水道機器(株) 草竹コンクリート工業(株)

※a) 蓋の表面には、視認性を向上させる為のカラー表示が出来る構造であること。

b) 蓋と受枠との接触面は、機械加工して急勾配受けとし、蓋のがたつきを防止出来る構造であること。また、勾配は衝撃による蓋の飛び上がりを防止出来る角度とし、蓋の互換性を有すること。

c) 蓋は、雨水及び土砂の流入を極力防止するため、開閉器具用穴を自動的に閉塞出来る閉塞蓋を取付けた構造であること。

機械設備工事引用規格一覧

J I S 規格（日本工業規） H A S S 規格（空気調和・衛生工学会規格）

J R A 規格（(社)日本冷凍空調工業会標準規格） J W W A 規格（日本水道協会規格）

S A S 規格（ステンレス協会規格） J C D A 規格（(社)日本鋼センター規格）

W S P 規格（日本水道鋼管協会規格） J P F 規格（鋼管継手工業会規格）

M D J 規格（排水鋼管継手工業会規格） J C W 規格（日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格）

J E M 規格（(社)日本電機工業会標準規格） J C S （(社)日本電線工業規格）

S B A 規格（(社)日本蓄電池工業会規格） J V 規格（(社)日本バルブ工業会規格）

J A S 規格（日本農林規格）

水道工事記録写真撮影要領

1. 目 的

この要領は、配水管布設工事等において施工記録と工事完成後の出来形確認等の資料とするため、工事写真の撮影及び整理について基本的な事項を定めるものである。

2. 撮影内容及び方法

工事写真は、表－1 に示す内容および箇所のほか、監督員が指定または記録に残す必要がある内容および箇所について撮影すること。

- (1) 工事写真は施工管理の手段であり、各工事の施工段階および工事完成後明視できない個所の施工状況・出来形寸法・品質管理状況などを撮影し整理するものである。

特に、不可視となる出来形部分および完成検査時に確認困難な箇所については写真により施工内容・出来形寸法が容易に確認できるよう留意して撮影しなければならない。また、撮影意図がわかるように撮影すること。

- (2) 撮影時には、手ぶれ・フラッシュ等による反射に注意し、撮影者は後で写真を見る側の立場に立った撮影をすること。
- (3) 撮影方向は、同一方向とすること。
- (4) 工事写真には、所定の施工寸法等が明確に判るように、必ず寸法を示す器具（箱尺・リボンテープ等）をいれて撮影すること。
- (5) 写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した黒板を被写体とともに写し込むものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 名
- ③ 測点（位置）
- ④ 資材番号
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 被写体の概略図

3. 整理編集

- (1) 写真の大きさはサービス版程度を標準とすること。
- (2) 写真帳の大きさはA4判とし、表紙には年度・事業名・工事名・工事場所・工期・請負業者を記入すること。
- (3) 写真帳は、工事全体の流れがわかるものを作成し、右側に工事内容・資材名・寸法等を記入する。
- (4) 写真帳には見出しをつけること。
- (5) 写真の印刷は、通常の使用条件のもとで顕著な劣化が生じないものとする。

4. 写真の提出

工事写真は整理編集し、監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完成の際提出すること。提出する工事写真は、印刷したもの1部とデータで提出すること。

表－１

区分	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度
一般	着 手 前	背景を入れ場所を明確にする。 関係構造物（側溝・道路壁・ブロック塀・家屋等）で、問題の起こる可能性のあるものは、関係者と立会のうえ撮影する。	起点・測点・終点 状況に応じて必要な箇所および監督員の指示する箇所
	完 成 後	着手前と同じ箇所、同じ方向で撮影する。 着手前の写真と対比できる形で貼付する。	起点・測点・終点 状況に応じて必要な箇所および監督員の指示する箇所
	工 事 標 識 等	工事表示板の設置場所が確認できるように撮影するのと、すべての記載事項が確認できるように撮影する。	設置した箇所
	保 安 設 備	工事標識と兼ねてもよいが設置した場所が確認できるように撮影する。 交通整理人の配置状況が確認できるように撮影する。	設置及び配置した箇所
	調 査 及 び 試 掘	調査及び試掘の目的に沿って、埋設構造物・埋設管の状況が確認できるように撮影する。	調査及び試掘した場所
	舗 装 切 断 工	切断状況及び切断深度が確認できるように撮影する。切断深度は、撤去していない舗装で確認する。	起点・測点・終点 状況に応じて必要な箇所および監督員の指示する箇所
	舗装版撤去工 産 廃 処 理 工	施工中のもので、厚さの確認・積み込み状況と最終処分地が確認できるものを撮影する。また、運搬車輛も積み込み状況と処分状況を車輛が確認できるように撮影する。	起点・測点・終点 各車輛及び各処分地ごと
土 工	掘 削 工	掘削状況（機械・人力）・掘削深さ・天巾・敷巾等が確認できるように撮影する。 起点から終点までの掘削工を続けて写真帳に貼付する。	起点・測点・終点 状況に応じて必要な箇所および監督員の指示する箇所
	埋 戻 工 管明示シート工	埋戻中の状況（機械・埋戻材料等）が確認できるように撮影する。 転圧状況及び各層ごとの厚さが確認できるように撮影する。 管明示シートの設置状況を撮影する。 起点から終点までの各層ごとを続けて写真帳に貼付する。	起点・測点・終点 状況に応じて必要な箇所および監督員の指示する箇所

区分	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度
土工	残 土 処 理	施工中のもので、積み込み状況と処分地または仮置場が確認できるものを撮影する。	起点・測点・終点 各処分地および仮置場ごと
配管	施 工 状 況	施工の位置および状況が容易に確認できるように家屋等の背景を入れ、また、管の深度・位置が確認できるように寸法を示す器具を入れて撮影する。 起点から終点までを続けて写真帳に貼付する。	起点・測点・終点 状況に応じて必要な箇所および監督員の指示する箇所
	布設および継手	資材番号を入れ次の状況が確認できるように撮影する。 ①布設資材の深度及び寸法の確認 ②継手箇所の確認 ③資材のマーク位置の確認 ④切管の寸法の確認	すべての箇所
	弁栓等の設置	弁栓等の設置状況が確認できるように撮影する。	すべての箇所
	異形管使用部分	布設および継手のほかに、異形管を「なぜ」・「どのように」使用したか理解できるように撮影する。	すべての箇所
	鑄 鉄 管	布設および継手のほかに次の状況が確認できるように撮影する。 ①継手工の手順の確認 ②切口加工の手順の確認 ③トルク管理が必要な箇所の確認 ④ライナの確認	管種ごとに2箇所以上 ④はすべての箇所
	他埋設物との関係	交差及び平行した場合、離隔など位置的状況が理解できるように撮影する。	すべての箇所
	給 水 管	給水箇所を黒板に書き、資材番号を入れ次の状況が確認できるように撮影する。 ①給水箇所の位置の確認 ②土工状況の確認 ③布設資材の深度及び寸法の確認 ④水圧テストの状況	すべての箇所
舗装	舗 装 復 旧 工	すべての施工工程及び温度管理状況が確認できるように撮影する。 施工中に厚さおよび幅が確認できるように撮影する。	起点・測点・終点 状況に応じて必要な箇所および監督員の指示する箇所

区分	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度
検 査	資 材 検 査	すべての資材を次の状況が確認できるように撮影する。 ①数量の確認 ②長さの確認 ③製造年度等の確認 ④運搬状況	すべての資材 ④は各資材ごと
	中 間 検 査	検査箇所の掘削から埋戻までの状況が確認できるように撮影する。	検査した箇所
	水 圧 テ ス ト 洗 管 状 況	水圧テスト箇所及び水圧ゲージの確認ができるように撮影する。 洗管作業状況が確認できるように撮影する。	すべての箇所
そ の 他	そ の 他	機械器具の撮影をする。 仮設等その他の工事がある場合も、前記に示したように撮影する。	すべての箇所